美 濃 加 茂 市 議 会
第 3 回 定 例 会 議 案

令 和 元 年 ８ 月 ２ ９ 日

目　　次

議案番号	議　案　名	ページ
承第　７号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第３号)）	１
議第３７号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例について	１８
議第３８号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	２３
議第３９号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	３４
議第４０号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	３６
議第４１号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	３７
議第４２号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	４１
議第４３号	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	４５
議第４４号	美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	４８
議第４５号	美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	５０
議第４６号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	５５
議第４７号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	８８
議第４８号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	９１
議第４９号	令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第４号）	１０１
議第５０号	令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第１号）	１４４
議第５１号	令和元年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第１号）	１５４

議第５２号　令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第１号）　１７３
議第５３号　美濃加茂市第６次総合計画基本構想及び基本計画について　１８１
議第５４号　財産の交換について　１９１
議第５５号　市道路線の廃止について　１９７
議第５６号　市道路線の認定について　１９９
議第５７号　中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について　２０７
議第５８号　中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について　２０８
議第５９号　中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約に関する協議について　２０９
議第６０号　美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について　２１０
諮第　１号　人権擁護委員の候補者の推薦について　２１１
諮第　２号　人権擁護委員の候補者の推薦について　２１２
諮第　３号　人権擁護委員の候補者の推薦について　２１３
認第　１号　平成３０年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　２号　平成３０年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　３号　平成３０年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　４号　平成３０年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　５号　平成３０年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　６号　平成３０年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　７号　平成３０年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について　２１４
認第　８号　平成３０年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について　２１４
認第　９号　平成３０年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について　２１４

承第７号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和元年７月１０日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第３号）

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２４，７７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０，４２７，１１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第　1　表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金		2,322,965	49,661	2,372,626
	2　国庫補助金	261,497	49,661	311,158
20　繰 越 金		597,647	19,109	616,756
	1　繰 越 金	597,647	19,109	616,756
21　諸 収 入		718,483	156,000	874,483
	4　雑　　入	494,381	156,000	650,381
歳　　入　　合　　計		20,202,343	224,770	20,427,113

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　民 生 費		7,637,666	221,270	7,858,936
	1　社会福祉費	3,775,936	221,270	3,997,206
9　教 育 費		2,588,629	3,500	2,592,129
	2　小学校費	275,371	3,500	278,871
歳　　出　　合　　計		20,202,343	224,770	20,427,113

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	2,322,965	49,661	2,372,626
20　繰 越 金	597,647	19,109	616,756
21　諸 収 入	718,483	156,000	874,483
歳　入　合　計	20,202,343	224,770	20,427,113

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
3　民 生 費	7,637,666	221,270	7,858,936
9　教 育 費	2,588,629	3,500	2,592,129
歳　出　合　計	20,202,343	224,770	20,427,113

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
49,661			156,000	15,609
				3,500
49,661			156,000	19,109

２　歳　入

（款）　15　国庫支出金
（項）　　2　国庫補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			国庫支出金	2,322,965	49,661	2,372,626
	2		国庫補助金	261,497	49,661	311,158
		2	民生費国庫補助金	89,152	49,661	138,813

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
1 社会福祉費補助金	49,661	1 プレミアム付商品券事務費補助金 2 プレミアム付商品券事業費補助金	10,661 39,000

（款）　20　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
20			繰 越 金	597,647	19,109	616,756
	1		繰 越 金	597,647	19,109	616,756
		1	繰 越 金	597,647	19,109	616,756

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
1 繰　越　金	19,109	1 前年度繰越金

（款）　21　諸 収 入
（項）　　4　雑　　入

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
21			諸 収 入	718,483	156,000	874,483
	4		雑　　入	494,381	156,000	650,381
		6	雑　　入	148,241	156,000	304,241

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
3 民生費雑入	156,000	1 プレミアム付商品券販売収入

3　歳　出

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目	款項目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,637,666	221,270	7,858,936	205,661	15,609
	1		社会福祉費	3,775,936	221,270	3,997,206	205,661	15,609
		1	社会福祉総務費	567,518	205,661	773,179	国庫支出金 49,661 諸収入 156,000	
		2	福祉会館費	46,692	15,609	62,301		15,609

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
11 需　用　費	618	印刷製本費	プレミアム付商品券発行事業 205,661
12 役　務　費	2,432	郵便料 1,634 手数料 798	
13 委　託　料	7,611	事務員派遣 901 システム改修 6,710	
19 負担金、補助及び交付金	195,000	プレミアム付商品券換金時交付金	
13 委　託　料	957	非常用自家発電設備更新工事監理	総合福祉会館事務 15,609
15 工事請負費	14,652	非常用自家発電設備更新	

（款）　9　教 育 費
（項）　2　小学校費

款 項 目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,588,629	3,500	2,592,129		3,500
	2		小学校費	275,371	3,500	278,871		3,500
		1	小学校管理費	212,331	3,500	215,831		3,500

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
15 工事請負費	3,500	太田小学校空調改修	小学校施設営繕工事　3,500

議第３７号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項に基づき、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に該当している者（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

（報酬）

第２条　前条の報酬とは、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬及び期末手当をいう。

（報酬の額）

第３条　パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。

（特殊勤務に係る報酬）

第４条　美濃加茂市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４２年美濃加茂市条例第４号）に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（時間外勤務に係る報酬）

第５条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第１０条に規定する勤務１時間当たりの報酬の額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日午前５時までの間である場合は、

その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間又は割り振られた１週間の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間と割振り変更前の勤務時間との合計が週３８時間４５分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）」とあるのは、「１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）」とする。

（休日勤務に係る報酬）

第６条　美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年美濃加茂市条例第２号）第９条に規定する祝日法による休日、年末年始の休日及び第１０条に規定する代休日（以下「休日」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第１０条に規定する勤務１時間当たりの報酬の額に１００分の１３５から１００分の１６０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

３　休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第１項の規定を適用しない。

（報酬の端数処理）

第７条　第１０条各号に規定する勤務１時間当たりの報酬の額並びに第５条及び前条の規定により勤務１時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に５０銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第８条　美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号。以下「給与条例」という。）第２０条から第２０条の３までの規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第２０条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７２．５」と、給与条例第２０条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退

職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第４条から第６条までの規定により支給された報酬を除く。）の１月当たりの平均額」とする。

２　任期の定めが６箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の１会計年度内における任期の合計が６箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（６箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項の任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

４　前３項の規定は、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「ＪＥＴプログラム」という。）により任用された職には適用しない。

（報酬の支給）

第９条　報酬の計算期間（以下「報酬期間」という。）は月の１日から末日までとし、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は当該報酬期間内において規則で定める支給日にその月額の全額を支給する。日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員は、当該報酬期間の翌月において規則で定める支給日にその全額を支給する。

２　パートタイム会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

３　公務について生じた費用の弁償は、報酬には含まれない。

４　日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

５　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

６　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給する以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務１時間当たりの報酬の額）

第１０条　パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　月額による報酬　第３条の規定による額に１２を乗じて得た額を当該パート

タイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬　第３条の規定による額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬　第３条の規定による額

（報酬の減額）

第１１条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、有給休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第１号に定める勤務１時間当たりの報酬の額を減額する。

２　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、有給休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２号に定める勤務１時間当たりの報酬の額を減額する。

（報酬からの控除）

第１２条　次の各号に掲げるものに相当する金額は、パートタイム会計年度任用職員に報酬が支給される際当該報酬から控除するものとする。

(1) 本人が希望し、かつ、市長が必要と認める職員の親睦会費

(2) 本人が希望し、かつ、市長が必要と認める市の事業に係る自己負担金

（通勤に係る費用弁償）

第１３条　通勤に係る費用弁償は、給与条例第１２条第１項各号に該当するパートタイム会計年度任用職員に支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第１２条第２項から第６項までの規定の例による。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第１４条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　前項の費用弁償の額は、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和６３年美濃加茂市条例第１号）の一般職の職員の例による。

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

職種	月額上限額	日額上限額	時間額上限額
一般業務に従事する職	１６８，９００円	－	１，１３０円
保育士、言語訓練指導員、保健師、社会福祉士、介護認定調査員、看護師、歯科衛生士、栄養士、図書館司書、学芸員、講師	２０４，９００円	－	１，３７０円
バス運転手、市長車運転手	２４３，２００円	１１，５００円	１，６３０円
多文化共生推進員	２８２，０００円	－	１，５７０円
ＪＥＴプログラムにより任用された職	３３０，０００円	－	－
相当の知識又は経験を要する職	１９３，６００円	－	３，０００円

議第３８号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（美濃加茂市職員の分限に関する条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市職員の分限に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（休職の期間） 第４条　（略） ２～４　（略） ５　法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。	（休職の期間） 第４条　（略） ２～４　（略）

（美濃加茂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（この条例の目的） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５	（この条例の目的） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５

年法律第２６１号。以下「法」という。）第２９条第２項及び第４項の規定に基づき職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。	年法律第２６１号。以下「法」という。）第２９条第２項及び第４項の規定に基き職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。
（減給の効果）	（減給の効果）
第４条　減給は、１年以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員については、報酬の額）の５分の１以下に相当する額を減ずるものとする。	第４条　減給は、１年以下の期間、給料の月額の５分の１以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

（美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額等）	（給与の減額等）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　次の各号に掲げるものに相当する金額は、職員に給与が支給される際当該給与から控除するものとする。	２　次の各号に掲げるものに相当する金額は、職員に給与が支給される際当該給与から控除するものとする。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4) 本人が希望し、かつ、市長が必要と認める職員の親睦会費	(4) 市長が必要と認める職員の親睦会費
(5)　（略）	(5)　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第２０条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２０条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第２０条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第２３条第７項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても同様と	第２０条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２０条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日（次条及び第２０条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（第２３条第７項の規

する。	定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
５　（略）	５　（略）
第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第２８条第４項の規定により失職した職員	(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第２８条第４項の規定により失職した職員（同法第１６条第１号に該当して失職した職員を除く。）
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第２１条　勤勉手当は６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第２１条　勤勉手当は６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様

	とする。
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、１００分の９２．５（特定管理職員にあつては、１００分の１１２．５）を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、１００分の９２．５（特定管理職員にあつては、１００分の１１２．５）を乗じて得た額の総額
(2)　（略）	(2)　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）
（休職者の給与）	（休職者の給与）
第２３条　（略）	第２３条　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
7　第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第２０条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市の規則で定める日に、それぞれ第２項、第３項又は第５項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員については、この限りでない。	7　第２項、第３項又は第５項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２０条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市の規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員については、この限りでない。
8　（略）	8　（略）

（委任） 第２５条　この条例に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。	（この条例の施行に関し必要な事項） 第２５条　この条例の施行に関し必要な事項は別に市の規則で定める。

（美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第４条　美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年美濃加茂市条例第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号、第２８条の５第１項及び第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、手当、報酬及び費用弁償とする。	（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項及び第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
４　第１項に規定する報酬は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員に対する報酬であって、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬を含むものとする。	
５　費用弁償とは、通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償とする。	
（通勤手当） 第６条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。	（通勤手当） 第６条　通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　通勤のため自動車その他の用具を使用することを常例とする職員	(2)　通勤のため自転車その他の用具を使用することを常例とする職員
	（非常勤職員の給与） 第１６条　企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。
（再任用職員等についての適用除外）	（再任用職員等についての適用除外）

第１６条　（略）	第１７条　（略）

（美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第５条　美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成４年美濃加茂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略） (4)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 （イ）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日。以下「１歳６か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては更新後の任期）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ウ）　勤務日の日数を考慮して市の規則で定める非常勤職員 イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳に達する日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下「１歳到達日」という。）において育	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　（略）

児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。 （育児休業法第２条第１項の条例で定める者）	（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）
第２条の２　（略）	第２条の２　（略）
（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日 (2)　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児	

休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以降当該非常勤職員が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条第１項及び第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3)　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業と期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者

が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合） 第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1)　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (2)　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市の規則で定める場合 （育児休業法第２条第１項ただし書の人事院	（育児休業法第２条第１項ただし書の人事院

規則で定める期間を基準として条例で定める期間）	規則で定める期間を基準として条例で定める期間）
第２条の５　（略）	第２条の３　（略）
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第７条　美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号。以下「給与条例」という。）第２０条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第７条　美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和２９年美濃加茂市条例第２３号。以下「給与条例」という。）第２０条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
２　（略）	２　（略）
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）
第９条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	第９条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
（部分休業の承認）	（部分休業の承認）
第１９条　（略）	第１９条　（略）
２　労働基準法第６７条の規定による育児時間を承認されている職員（以下「育児時間」とい	２　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６７条の規定による育児時間を承認されてい

う。）又は勤務時間条例第１６条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	る職員（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第１６条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第６条　美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣）	（職員の派遣）
第２条　（略）	第２条　（略）
２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3) 地方公務員法第２２条に規定する条件付採用になっている職員（市の規則で定める職員を除く。）	(3) 地方公務員法第２２条第１項に規定する条件附採用になっている職員（市の規則で定める職員を除く。）
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第３条中美濃加茂市職員の給与に関する条例第２０条、第２０条の２、第２１条及び第２３条の改正は、令和元年１２月１４日から施行する。

議第３９号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条、第５条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>根拠となる法律、条例等</th><th>報酬の額</th><th>費用弁償</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>監査委員</td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>識見を有する者のうちから選任された委員</td><td></td><td>月額　６０，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td>議会の議員のうちから選任された委員</td><td></td><td>月額　３０，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条、第５条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>根拠となる法律、条例等</th><th>報酬の額</th><th>費用弁償</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>監査委員</td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>識見を有する者のうちから選任された委員</td><td></td><td>月額　５０，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td>議会の議員のうちから選任された委員</td><td></td><td>月額　２５，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

美濃加茂市老人ホーム入所判定員	美濃加茂市老人ホーム入所判定員設置規則（令和元年美濃加茂市規則第●号）	（略）	（略）
美濃加茂市プロポーザル審査委員会委員	美濃加茂市プロポーザル審査委員会設置規則（令和元年美濃加茂市規則第●号）		
交通安全指導員	美濃加茂市交通安全指導員設置規則（平成２９年美濃加茂市規則第１１号）	月額　９０，０００円	

備考

１・２　（略）

美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会委員	美濃加茂市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（昭和６０年美濃加茂市訓令甲第３号）	（略）	（略）
美濃加茂市プロポーザル方式等審査委員	美濃加茂市プロポーザル方式等の実施要綱（平成２４年美濃加茂市訓令甲第５号）		
総合評価アドバイザー	美濃加茂市特別簡易型総合評価落札方式実施要綱（平成１９年美濃加茂市訓令甲第６９号）		
育児支援訪問員	美濃加茂市育児支援家庭訪問事業実施規則（平成２５年美濃加茂市規則第４号）	時間額　８５０円	

備考

１・２　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、監査委員の報酬の額の改正、育児支援訪問員の項を削る改正及び交通安全指導員の項を追加する改正は、令和２年４月１日から施行する。

議第４０号

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

美濃加茂市水道事業給水条例（昭和３３年美濃加茂市条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（手数料） 第３３条　手数料は、次に掲げる区分によりこれを徴収する。 (1)　（略） (2) 指定給水装置工事事業者指定手数料（１回につき） イ　新規指定手数料　１０，０００円 ロ　更新指定手数料　１０，０００円	（手数料） 第３３条　手数料は、次に掲げる区分によりこれを徴収する。 (1)　（略） (2) 指定給水装置工事事業者指定手数料（１回につき）　１０，０００円
（給水装置の基準違反に対する措置） 第３６条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。	（給水装置の基準違反に対する措置） 第３６条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第５条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
２　（略）	２　（略）

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議第４１号

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例

美濃加茂市総合運動場条例（昭和４２年美濃加茂市条例第９号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第５条　使用者は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）をあらかじめ納付しなければならない。</td><td>（使用料）
第５条　使用者は、別表第１及び別表第２に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）をあらかじめ納付しなければならない。</td></tr>
<tr><td>別表（第５条関係）
【別表（改正後）】</td><td>別表第１（第５条関係）
【別表第１（改正前）】
別表第２（第５条関係）
<table>
<tr><td>時間区分</td><td>８：００～１２：００</td><td>１０：００～１４：００</td><td>１２：００～１６：００</td><td>１４：００～１８：００</td><td>１６：００～</td></tr>
<tr><td>施設区分</td><td>０</td><td>００</td><td>００</td><td>００</td><td>００</td></tr>
<tr><td>サンスポーツランド美濃加茂の会議室</td><td>３００円</td><td>３００円</td><td>３００円</td><td>３００円</td><td>３００円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

【別表第１（改正前）】

体育施設

区分	金額

	６：００～８：００	８：００～１０：００	１０：００～１２：００	１２：００～１４：００	１４：００～１６：００	１６：００～１８：００	１８：００～２１：００
グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	１，２００円（夜間照明設備のあるグラウンドの５月から１０月までの間の使用に限る。）
ソフトボール場	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	―
テニスコート（１面につき）	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	９００円

備考

１　グラウンドの夜間照明を使用する場合は、前平総合運動場については１回につき６，２００円を、東総合運動場、西総合運動場及び下米田グラウンドについては１回につき３，６００円を加算する。

２　（略）

３　テニスコートの夜間照明を使用する場合は、１回１面につき１，４００円を加算する。

４　１０月から翌年２月までの間におけるグラウンド、ソフトボール場及びテニスコートの使用については、「１６：００～１８：００」の区分については「１６：００～１７：００」と読み替え、当該使用料の額を半額とする。

５　１２月から翌年２月までの間におけるグラウンド、ソフトボール場及びテニスコートの使用については、「６：００～８：００」の区分については「７：００～８：００」と読み替え、当該使用料の額を半額とする。

【別表（改正後）】

区分	金額						
	６：００	８：００	１０：０	１２：０	１４：０	１６：０	１８：０

		～８：００	～１０：００	０～１２：００	０～１４：００	０～１６：００	０～１８：００	０～２１：００
美濃加茂市東総合運動場（以下「東総合運動場」という。）	グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	１，２００円（５月から１０月までの間の使用に限る。）
	テニスコート（１面につき）	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	―
美濃加茂市西総合運動場（以下「西総合運動場」という。）	グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	１，２００円（５月から１０月までの間の使用に限る。）
	多目的広場	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	―
美濃加茂市前平総合運動（以下「前平総合運動場」という。）	グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	１，２００円（５月から１０月までの間の使用に限る。）
	テニスコート（１面につき）	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	６００円	９００円
美濃加茂市下米田グ	グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	１，２００円（５月から１

ラウンド（以下「下米田グラウンド」という。）								０月までの間の使用に限る。）
美濃加茂市市橋グラウンド	グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	―
サン・スポーツランド美濃加茂	グラウンド	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	８００円	―
	会議室	―	３００円	３００円	３００円	３００円	３００円	―

備考

１　各グラウンドの夜間照明を使用する場合は、前平総合運動場については１回につき６，２００円を、東総合運動場、西総合運動場及び下米田グラウンドについては１回につき３，６００円を加算する。

２　（略）

３　前平総合運動場のテニスコートを「１８：００～２１：００」の区分で利用する場合は、１回１面につき１，４００円を照明使用料として加算する。また、１０月から翌年２月までの間において前平総合運動場のテニスコートを「１６：００～１８：００」の区分で利用する場合は、１回１面につき９００円を照明使用料として加算する。

４　１０月から翌年２月までの間における各グラウンド、西総合運動場の多目的広場及び東総合運動場のテニスコートの使用については、「１６：００～１８：００」の区分については「１６：００～１７：００」と読み替え、当該使用料の額を半額とする。

５　１２月から翌年２月までの間における各グラウンド、西総合運動場の多目的広場及び各テニスコートの使用については、「６：００～８：００」の区分については「７：００～８：００」と読み替え、当該使用料の額を半額とする。

附　則

この条例は、令和元年１１月１日から施行する。

議第４２号

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例

美濃加茂市印鑑条例（昭和５０年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第２条　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。	（登録資格） 第２条　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、１人１個に限り印鑑の登録を受けることができる。
２　（略）	２　（略）
（登録） 第４条　（略）	（登録） 第４条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　市長は、登録申請者が自ら申請した場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつて、第１項の規定による確認をすることができると認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。 (1)　官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したものの提示 (2)・(3)　（略）	３　市長は、登録申請者が自ら申請した場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつて、第１項の規定による確認をすることができると認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。 (1)　官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼ったものの提示 (2)・(3)　（略）

（登録をすることができない印鑑） 第５条　市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同政令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6)　（略） ２　（略） （印鑑登録原票） 第６条　市長は、第４条第１項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2)　（略） (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称） (4)・(5)　（略） (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住	（登録をすることができない印鑑） 第５条　市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6)　（略） ２　（略） （印鑑登録原票） 第６条　市長は、第４条第１項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2)　（略） (3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称） (4)・(5)　（略） (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民

民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記	が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記
(7)　(略)	(7)　(略)
2　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもつて調製することができる。	2　前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。
（暗証番号の登録及び管理等）	（暗証番号の登録及び管理等）
第１０条の３　(略)	第１０条の３　(略)
2　市長は、暗証番号の登録又は変更の届出があつたときは、当該届出者が本人であること及び当該届出が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。	2　市長は、暗証番号の登録又は変更の届出があったときは、当該届出者が本人であること及び当該届出が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。
3　前項の確認は、暗証番号の登録又は変更の届出の事実について、郵送その他市長が適当と認める方法により、当該暗証番号の登録又は変更の届出者に対して文書により照会し、その回答書を規則で定める期間内に暗証番号の登録又は変更の届出者に持参させ、又は暗証番号の登録又は変更の届出者自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることによつて行うものとする。	3　前項の確認は、暗証番号の登録又は変更の届出の事実について、郵送その他市長が適当と認める方法により、当該暗証番号の登録又は変更の届出者に対して文書により照会し、その回答書を規則で定める期間内に暗証番号の登録又は変更の届出者に持参させ、又は暗証番号の登録又は変更の届出者自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることによって行うものとする。
4　市長は、暗証番号の登録又は変更の届出者が自ら届け出た場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつて、第２項の規定による確認をすることができると認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。	4　市長は、暗証番号の登録又は変更の届出者が自ら届け出た場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によって、第２項の規定による確認をすることができると認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。
(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したものの	(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼ったものの提

提示	示
(2)・(3)　(略)	(2)・(3)　(略)
５～７　(略)	５～７　(略)
(印鑑登録の抹消)	(印鑑登録の抹消)
第１４条　市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当する事実を知つたときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。	第１４条　市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3) 印鑑の登録を受けている者が、その氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき。ただし、登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。	(3) 印鑑の登録を受けている者が、その氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき。ただし、登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。
(4) 印鑑の登録を受けている者（外国人住民に限る。）が法第３０条の４５の表の上欄に掲げるものではなくなつたとき。ただし、日本の国籍を取得した場合を除く。	(4) 印鑑の登録を受けている者（外国人住民に限る。）が法第３０条の４５の表の上欄に掲げるものではなくなったとき。ただし、日本の国籍を取得した場合を除く。
(5)　(略)	(5)　(略)
２・３　(略)	２・３　(略)

附　則

この条例は、令和元年１２月１日から施行する。

議第４３号

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例（昭和５９年美濃加茂市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 母子家庭等の母及び児童　前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子のうち、１８歳未満の児童（満１８歳に達する日以後における最初の３月３１日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該１８歳未満の児童並びに同法附則第３条第１項に規定する父母のない児童のうち１８歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。	（定義） 第２条　この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3) 母子家庭等の母及び児童　前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子のうち、１８歳未満の児童（満１８歳に達する日以後における最初の３月３１日以前の者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及び当該１８歳未満の児童並びに同法附則第３条第１項に規定する父母のない児童のうち１８歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

イ　１８歳未満の児童を扶養している母又は養育者（父母がない場合又は父母が扶養しない場合において、１８歳未満の児童と同居してこれを監督保護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（１月から１０月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「施行令」という。）第２条の４第２項に定める額（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第９条第１項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第２条の４第７項に定める額）未満であり、かつ、１８歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得が、施行令第２条の４第８項に定める額未満であるとき。	イ　１８歳未満の児童を扶養している母又は養育者（父母がない場合又は父母が扶養しない場合において、１８歳未満の児童と同居してこれを監督保護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（１月から９月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「施行令」という。）第２条の４第２項に定める額（児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第９条第１項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第２条の４第７項に定める額）未満であり、かつ、１８歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者（当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。）の前年の所得が、施行令第２条の４第８項に定める額未満であるとき。
ロ　（略）	ロ　（略）
(4)　父子家庭の父及び児童　前２号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子のうち、１８歳未満の児童を現に扶養している者及び当該１８歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。	(4)　父子家庭の父及び児童　前２号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子のうち、１８歳未満の児童を現に扶養している者及び当該１８歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
イ　１８歳未満の児童を扶養している父の前年の所得が施行令第２条の４第２項に定める額未満であり、かつ、１８歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第２条の４第８項に定める額未満であるとき。	イ　１８歳未満の児童を扶養している父の前年の所得（１月から９月までの間に受ける福祉医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が施行令第２条の４第２項に定める額未満であり、かつ、１８歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者（当

	該父と生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が、施行令第２条の４第８項に定める額未満であるとき。
ロ　（略）	ロ　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（受給者証の交付） 第９条　市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があつた場合はその内容を審査の上受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。	（受給者証の交付） 第９条　市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があつた場合はその内容を審査のうえ、受給資格者であると認めたときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。
２　（略）	２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用し、同日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の施行に関し、必要な準備行為をすることができる。

議第４４号

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（平成２２年美濃加茂市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>上古井交流センター</td><td>美濃加茂市本郷町八丁目８番４８号</td></tr><tr><td>山之上交流センター</td><td>美濃加茂市山之上町３４５７番地１</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>別表（第７条関係）
１・２　（略）
３　上古井交流センター
<table><tr><td>（略）</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>上古井交流センター</td><td>美濃加茂市本郷町八丁目８番４８号</td></tr><tr><td>下古井交流センター</td><td>美濃加茂市島町一丁目３番７号</td></tr><tr><td>山之上交流センター</td><td>美濃加茂市山之上町３４５７番地１</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>別表（第７条関係）
１・２　（略）
３　上古井交流センター
<table><tr><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

	4　下古井交流センター <table><tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="4">金額</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>８：３０～１２：３０</td><td>１３：００～１７：００</td><td>１７：３０～２２：００</td><td>８：３０～２２：００</td></tr><tr><td colspan="2">１階会議室</td><td>１，６００円</td><td>１，６００円</td><td>１，６００円</td><td>４，８００円</td></tr><tr><td rowspan="3">２階</td><td>和室１</td><td>６００円</td><td>６００円</td><td>６００円</td><td>１，８００円</td></tr><tr><td>和室２</td><td>６００円</td><td>６００円</td><td>６００円</td><td>１，８００円</td></tr><tr><td>料理室</td><td>６００円</td><td>６００円</td><td>６００円</td><td>１，８００円</td></tr></table>
4　山之上交流センター （略）	5　山之上交流センター （略）
5　蜂屋交流センター （略）	6　蜂屋交流センター （略）
6　加茂野交流センター （略）	7　加茂野交流センター （略）
7　伊深交流センター （略）	8　伊深交流センター （略）
8　三和交流センター （略）	9　三和交流センター （略）
9　下米田交流センター （略）	１０　下米田交流センター （略）
１０　牧野交流センター （略）	１１　牧野交流センター （略）

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議第４５号

美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市道の構造の技術的基準を定める条例（平成２４年美濃加茂市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(13)　（略）	(1)～(13)　（略）
(14) 自転車通行帯　自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。	
(15)～(19)　（略）	(14)～(18)　（略）
(20) 計画交通量　道路構造令（昭和４５年政令第３２０号。以下「令」という。）第２条第２２号に規定する計画交通量をいう。	(19) 計画交通量　道路構造令（昭和４５年政令第３２０号。以下「令」という。）第２条第２１号に規定する計画交通量をいう。
(21)　（略）	(20)　（略）
(22) 視距　車線（車線を有しない道路にあっては、車道（自転車通行帯を除く。）。以下この号において同じ。）の中心線上１．２メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ１０センチメートルの物の	(21) 視距　車線（車線を有しない道路にあっては、車道。以下この号において同じ。）の中心線上１．２メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ１０センチメートルの物の頂点を見通すことができる

頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。	距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。
（車線等）	（車線等）
第４条　車道（副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。	第４条　車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第３種第５級又は第４種第４級の道路にあっては、この限りでない。
２～４　（略）	２～４　（略）
５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第３３条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。	５　第３種第５級又は第４種第４級の普通道路の車道の幅員は、４メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第３３条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、３メートルとすることができる。
（副道）	（副道）
第６条　（略）	第６条　（略）
２　副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、４メートルを標準とするものとする。	２　副道の幅員は、４メートルを標準とするものとする。
（停車帯）	（停車帯）
第８条　（略）	第８条　（略）
（自転車通行帯）	
第８条の２　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	
２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多	

い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	
３　自転車通行帯の幅員は、１．５メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メートルまで縮小することができる。	
４　自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	
（自転車道）	（自転車道）
第９条　自動車及び自転車の交通量が多い第３種（第４級及び第５級を除く。次項において同じ。）又は第４種（第３級及び第４級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第９条　自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路で設計速度が１時間につき６０キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでな	２　自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

い。	
３～５　（略）	３～５　（略）
（自転車歩行者道）	（自転車歩行者道）
第１０条　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第１０条　自動車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（歩道）	（歩道）
第１１条　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第１１条　第４種（第４級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第３種（第５級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第３種若しくは第４種第４級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２～５　（略）	２～５　（略）
（待避所）	（待避所）
第３１条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。	第３１条　第３種第５級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3) 待避所の長さは、２０メートル以上とし、その区間の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、５メートル以上とすること。	(3) 待避所の長さは、２０メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、５メートル以上とすること。
（小区間改築の場合の特例）	（小区間改築の場合の特例）
第４０条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合	第４０条　道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合

（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第２項から第４項まで、第６条、第８条、第８条の２第３項、第９条第３項、第１０条第２項及び第３項、第１１条第３項及び第４項、第１３条第２項及び第３項、第１６条から第２３条まで、第２４条第３項並びに第２６条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第４条、第５条第２項から第４項まで、第６条、第８条、第９条第３項、第１０条第２項及び第３項、第１１条第３項及び第４項、第１３条第２項及び第３項、第１６条から第２３条まで、第２４条第３項並びに第２６条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第２項から第４項まで、第６条、第７条第２項、第８条、第８条の２第３項、第９条第３項、第１０条第２項及び第３項、第１１条第３項及び第４項、第１３条第２項及び第３項、第２０条第１項、第２２条第２項、第２４条第３項、次条第１項及び第２項並びに第４２条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	２　道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第４条、第５条第２項から第４項まで、第６条、第７条第２項、第８条、第９条第３項、第１０条第２項及び第３項、第１１条第３項及び第４項、第１３条第２項及び第３項、第２０条第１項、第２２条第２項、第２４条第３項、次条第１項及び第２項並びに第４２条第１項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４６号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年美濃加茂市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8)　（略） (9) 教育・保育給付認定　法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定をいう。 (10) 教育･保育給付認定保護者　法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (11) 教育･保育給付認定子ども　法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (12) 満３歳以上教育･保育給付認定子ども　子ども・子育て支援法施行令（平成２６年	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8)　（略） (9) 支給認定　法第２０条第４項に規定する支給認定をいう。 (10) 支給認定保護者　法第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。 (11) 支給認定子ども　法第２０条第４項に規定する支給認定子どもをいう。

政令第２１３号。以下「令」という。）第４条第１項に規定する満３歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。	
(13) 特定満３歳以上保育認定子ども　令第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。	
(14) 満３歳未満保育認定子ども　令第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。	
(15) 市町村民税所得割合算額　令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。	
(16) 負担額算定基準子ども　令第１３条第２項に規定する負担額算定基準子どもをいう。	
(17)　（略）	(12)　（略）
(18) 教育・保育給付認定の有効期間　法第２１条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。	(13) 支給認定の有効期間　法第２１条に規定する支給認定の有効期間をいう。
(19) 教育・保育　法第７条第１０項第５号に規定する教育・保育をいう。	(14) 教育・保育　法第１４条第１項に規定する教育・保育をいう。
(20)・(21)　（略）	(15)・(16)　（略）
(22) 法定代理受領　法第２７条第５項（法第２８条第４項において準用する場合を含む。）又は法第２９条第５項（法第３０条第４項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第１項及び第２項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保	(17) 法定代理受領　法第２７条第５項（法第２８条第４項において準用する場合を含む。）又は法第２９条第５項（法第３０条第４項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又

育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。	は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
(23)～(29)　（略）	(18)～(24)　（略）
（一般原則）	（一般原則）
第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
２～４　（略）	２～４　（略）
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第６条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第２１条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第１４条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第６条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第２１条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
２～６　（略）	２～６　（略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第７条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第７条　特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、

利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４　前２項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	４　前２項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
５　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域	５　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業

型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第８条　（略）	第８条　（略）
２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（受給資格等の確認）	（受給資格等の確認）
第９条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。	第９条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。
（教育・保育給付認定の申請に係る援助）	（支給認定の申請に係る援助）
第１０条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第１０条　特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	２　特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第１１条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第１１条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（小学校等との連携）	（小学校等との連携）
第１２条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	第１２条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育･保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第１４条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第２７条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第１４条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第２０条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第２７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第２８条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町

	村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第２７条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第２７条第３項第１号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
３　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	３　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3) 食事の提供に要する費用（法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７７，１０１円 （イ）　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）	
イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア）　法第１９条第１項第１号に掲げる	

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 （イ）　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	
(4)　(略)	(4)　(略)
(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
（施設型給付費の額に係る通知等） 第１５条　特定教育・保育施設は、法定代理受	（施設型給付費等の額に係る通知等） 第１５条　特定教育・保育施設は、法定代理受

領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第２７条第１項に規定する施設型給付費をいい、法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第２０条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
２　特定教育・保育施設は、前条第２項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	２　特定教育・保育施設は、前条第２項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。
（特定教育・保育に関する評価等）	（特定教育・保育に関する評価等）
第１７条　（略）	第１７条　（略）
２　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	２　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
（相談及び援助）	（相談及び援助）
第１８条　特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	第１８条　特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
（緊急時等の対応）	（緊急時等の対応）
第１９条　特定教育・保育施設の職員は、現に	第１９条　特定教育・保育施設の職員は、現に

特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知）	（支給認定保護者に関する市町村への通知）
第２０条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	第２０条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。
（運営規程）	（運営規程）
第２１条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２４条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第２１条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２４条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5) 第１４条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)～(11)　（略）	(6)～(11)　（略）
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第２２条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第２２条　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供	２　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響

に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）	（支給認定子どもを平等に取り扱う原則）
第２５条　特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	第２５条　特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第２６条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第２６条　特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（懲戒に係る権限の濫用禁止）	（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第２７条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第２７条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第４７条第３項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（秘密保持等）	（秘密保持等）
第２８条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第２８条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏	２　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすこと

らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	がないよう、必要な措置を講じなければならない。
3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。
（情報の提供等）	（情報の提供等）
第２９条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	第２９条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
2　（略）	2　（略）
（利益供与等の禁止）	（利益供与等の禁止）
第３０条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第３０条　特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第７条第４項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第５項に規定する地域型保育をいう。次項及び第４０条第４項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2　（略）	2　（略）
（苦情解決）	（苦情解決）

第３１条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第３１条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
２　（略）	２　（略）
３　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	３　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
４　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第１４条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	４　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第１４条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
５　（略）	５　（略）
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第３３条　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。	第３３条　特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連	２　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必

絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	要な措置を講じなければならない。
３　（略）	３　（略）
４　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	４　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（記録の整備）	（記録の整備）
第３５条　（略）	第３５条　（略）
２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 第１３条の規定による特定教育・保育の提供の記録	(2) 第１３条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
(3) 第２０条の規定による市町村への通知に係る記録	(3) 第２０条に規定する市町村への通知に係る記録
(4) 第３１条第２項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 第３１条第２項に規定する苦情の内容等の記録
(5) 第３３条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) 第３３条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）
第３６条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	第３６条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１項第１号に掲	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１項第１号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第５条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第５条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第１４条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。
（特別利用教育の基準）	（特別利用教育の基準）

第３７条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	第３７条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第５条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第５条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第１４条第２項中	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第７条第３項及び第８条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第１４条第４項第３号中「除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

「法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	
第３８条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第４３条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同省令第２７条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。同号において同じ。）にあっては６人以上１９人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあっては６人以上１０人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第３８条　特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員（法第２９条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を１人以上５人以下とし、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあってはその利用定員の数を６人以上１９人以下とし、小規模保育事業Ｃ型（同条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４条において同じ。）にあってはその利用定員の数を６人以上１０人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を１人とする。
２　（略）	２　（略）
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第３９条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第４７条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第４３条第１項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第４４条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利	第３９条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第４７条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第４３条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要

用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
２　（略）	２　（略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第４０条　特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第４０条　特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。	３　前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第４３条第１項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な	４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第４３条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講

措置を速やかに講じなければならない。	じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第４１条　（略）	第４１条　（略）
２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第４２条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第４２条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第４３条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第４３条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(1) 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定	(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定

地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。	地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第３８条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第３８条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２ 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	
(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
３ 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	
(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号にお	

いて「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。） (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合　事業の規模等を勘案して小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者	
４　市長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。	
５　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1) 法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2) 児童福祉法第６条の３第１２項に規定する業務又は同法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	
６　（略）	２　（略）
７　事業所内保育事業（第３８条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内」と	３　事業所内保育事業を行う者であって、第３８条第２項の規定により定める利用定員が２０人以上のものについては、第１項の規定に

いう。）を行う者については、第１項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。	かかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。
８　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第５条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	
９　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満３歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満３歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。	４　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第４４条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第４４条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第２９条第３項第２号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
２　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者	２　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該

から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第２９条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第２９条第３項第１号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。
３　特定地域型保育事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	３　特定地域型保育事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
４　特定地域型保育事業者は、前３項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定地域型保育事業者は、前３項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　前３号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用	(4)　前３号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用

のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
5　特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定地域型保育事業者は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定地域型保育事業者は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
（運営規程）	（運営規程）
第４７条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第４７条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5) 第４４条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額	(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
(6)～(11)　（略）	(6)～(11)　（略）
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第４８条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第４８条　特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
３　（略）	３　（略）
（記録の整備）	（記録の整備）
第５０条　（略）	第５０条　（略）
２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	２　特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 次条において準用する第１３条の規定による特定地域型保育の提供の記録	(2) 次条において準用する第１３条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
(3) 次条において準用する第２０条の規定による市町村への通知に係る記録	(3) 次条において準用する第２０条に規定する市町村への通知に係る記録
(4) 次条において準用する第３１条第２項の規定による苦情の内容等の記録	(4) 次条において準用する第３１条第２項に規定する苦情の内容等の記録
(5) 次条において準用する第３３条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5) 次条において準用する第３３条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用）	（準用）
第５１条　第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。）、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第１２条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認	第５１条　第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。）、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第１５条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第２７条第１項に規定する施設型給付費をいい、法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費を

定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第１５条第１項中「施設型給付費（法第２７条第１項の施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第２９条第１項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第５１条において準用する第２０条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第２０条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第２４条中「運営規程」とあるのは「第４７条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定に

含む。以下この項及び第２０条において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第５１条において準用する次項及び第２０条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第２９条第１項に規定する地域型保育給付費をいい、法第３０条第１項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第５１条において準用する第２０条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項及び第２０条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第２４条中「運営規程」とあるのは「第４７条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第３８

より定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第４１条第２項を除き、前条において準用する第９条から第１５条まで（第１１条及び第１４条を除く。）、第１８条から第２０条まで及び第２４条から第３４条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第４０条第２項中「利用の申込みに係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第３号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関

条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第４０条第２項及び第４１条第２項を除く。）の規定を適用する。

する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１４条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	
（特定利用地域型保育の基準） 第５３条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第５３条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	る支給認定子どもを含む。）の総数が、第３８条第２項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第２９条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１４条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。
附　則	附　則
（特定保育所に関する特例）	（特定保育所に関する特例）
第２条　特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第１４条第１項中「教育・	第２条　特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第１４条第１項中「（法第２

保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第２０条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第３項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第２０条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第６条第１項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第７条及び第８条の規定は適用しない。	７条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第２項中「（法第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第２０条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第６条第１項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第７条及び第８条の規定は適用しない。
２　（略）	２　（略）
第３条　削除	（施設型給付費等に関する経過措置） 第３条　特定教育・保育施設が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第１４条第１項中「法第２７条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法附則第９条第１項第１号イに規定する市町村が定める額」と、「法第２８条第２項第２号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第２号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第３号」とあるのは「法第２８条第２項第３号」と、同条第２項中「法第２７条第３項第１号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えると

		きは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第９条第１項第１号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第２号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第３号」とあるのは「法第２８条第２項第３号」とする。 ２　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第４４条第１項中「法第３０条第２項第２号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第９条第１項第３号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第３号」とあるのは「法第３０条第２項第３号」と、同条第２項中「法第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第９条第１項第３号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保

	育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第３号」とあるのは「法第３０条第２項第３号」とする。
（連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第４３条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して１０年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第４３条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附　則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

議第４７号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年美濃加茂市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（家庭的保育事業者等の一般原則）	（家庭的保育事業者等の一般原則）
第５条　（略）	第５条　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第７条第１項第２号、第１５条第２項及び第３項、第１６条第１項並びに第１７条第１項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	５　家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第７条第２号、第１５条第２項及び第３項、第１６条第１項並びに第１７条第１項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
６　（略）	６　（略）
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　市長は、家庭的保育事業者等による前項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるときは、同号の規	

定を適用しないこととすることができる。	
３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)　子ども・子育て支援法第５９条の２第１項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第６条の３第１２項に規定する業務を目的とするものに限る。） (2)　法第６条の３第１２項及び第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、法第６条の３第９項第１号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	
（連携施設に関する特例）	（連携施設に関する特例）
第４６条　保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第７条第１項第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。	第４６条　保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第７条第１号及び第２号に係る連携協力を求めることを要しない。
２　保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第６条の３第１２項第２号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第３条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第７条第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	
附　則	附　則
（連携施設に関する経過措置）	（連携施設に関する経過措置）
第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支	第３条　家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第５９条第４号に規定する事業による支

援法第５９条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して１０年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条の規定にかかわらず、施行日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第４８号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり制定する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成２７年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（入園の対象）	（入園の対象）
第７条　保育園に入園できる者は、支援法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）とする。	第７条　保育園に入園できる者は、支援法第２０条第４項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）とする。
２　前項の規定にかかわらず、保育園の入園者が定員に達しない場合においては、市長は、その範囲内において教育・保育給付認定子どもに該当しない小学校就学前子どもを保育園に入園させることができる。	２　前項の規定にかかわらず、保育園の入園者が定員に達しない場合においては、市長は、その範囲内において支給認定子どもに該当しない小学校就学前子どもを保育園に入園させることができる。
（入園の申込み）	（入園の申込み）
第８条　教育・保育給付認定子どもを保育園に入園させようとする者は、あらかじめ市長に申込み、承諾を得なければならない。	第８条　支給認定子どもを保育園に入園させようとする者は、あらかじめ市長に申込み、承諾を得なければならない。
（保育時間）	（保育時間）

第１２条　保育園での保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　教育・保育給付認定子どもで、保育標準時間認定（支援法第２０条第３項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２７５時間まで（１日当たり１１時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。）を受けた者　午前７時３０分から午後６時３０分まで

(2)　教育・保育給付認定子どもで、保育短時間認定（支援法第２０条第３項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２００時間まで（１日当たり８時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。）を受けた者　午前８時３０分から午後４時３０分まで

(3)　（略）

（保育料）

第１３条　（略）

２　保育料の額は、次のとおりとする。

対象	園児の年齢	認定区分	保育料（月額）
第７条第１項に該当する者	（略）		
	３歳以上	標準時間	０円
		短時間	０円

第１２条　保育園での保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　支給認定子どもで、保育標準時間認定（支援法第２０条第３項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２７５時間まで（１日当たり１１時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。）を受けた者　午前７時３０分から午後６時３０分まで

(2)　支給認定子どもで、保育短時間認定（支援法第２０条第３項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２００時間まで（１日当たり８時間までに限る。）の区分により行われるものをいう。）を受けた者　午前８時３０分から午後４時３０分まで

(3)　（略）

（保育料）

第１３条　（略）

２　保育料の額は、次のとおりとする。

対象	園児の年齢	認定区分	保育料（月額）
第７条第１項に該当する者	（略）		
	３歳以上	標準時間	３５，８００円の範囲内において、別に規則で定める額
		短時間	３４，８００円の範囲内において、

（略）

			別に規則で定める額

（略）

３　（略）

（保険料等の減免）

第１５条　（略）

（保育所等給食費）

第１６条　市長は、第１２条第１号及び第２号に掲げる教育・保育給付認定子どものうち、各年度の初日において満３歳以上の者に関する副食の提供に要する費用として、利用者から保育所等給食費を徴収する。

２　前項の保育所等給食費は、月額４，５００円の範囲内において、別に規則で定める額とする。

３　利用者は、第１項の保育所等給食費を市長が定める日までに納付しなければならない。

（保育所等給食費の減免）

第１７条　市長は、災害その他特別の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育所等給食費を納付することが困難と認められる利用者については、その保育所等給食費を減額し、又は免除することができる。

（督促、延滞金及び遅延損害金の徴収）

第１８条　（略）

２　第１６条第１項の保育所等給食費を同条第３項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

３　第１項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として１通につき１００円を徴収する。

４　利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、

３　（略）

（保険料等の減免）

第１５条　（略）

（督促及び延滞金の徴収）

第１６条　（略）

２　前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として１通につき１００円を徴収する。

３　利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、

その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．６パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する保育料等については延滞金を、保育所等給食費については遅延損害金を、それぞれ加算して納付しなければならない。	その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．６パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
５　前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。	４　前項に規定する年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。
６　延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に１，０００円未満の端数があるとき又はその金額が２，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。	５　延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に１，０００円未満の端数があるとき又はその金額が２，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
７　前項の延滞金及び遅延損害金の確定金額に１００円未満の端数があるとき又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。	６　前項の延滞金の確定金額に１００円未満の端数があるとき又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
８　市長は、利用者が納期限までに保育料等又は保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第３項の督促手数料並びに第４項の延滞金及び遅延損害金を減額し、又は免除することができる。	７　市長は、利用者が納期限までに保育料等を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第２項の督促手数料及び第３項の延滞金を減額し、又は免除することができる。
（遵守事項）	（遵守事項）
第１９条　（略）	第１７条　（略）
（委任）	（委任）
第２０条　（略）	第１８条　（略）
附　則	附　則
（延滞金及び遅延損害金の割合等の特例）	（延滞金の割合等の特例）
３　当分の間、第１８条第４項に規定する延滞金及び遅延損害金の年１４．６パーセントの	３　当分の間、第１６条第３項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．

割合及び年７．３パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。	３パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

（美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成２８年美濃加茂市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4) 教育・保育給付認定子ども　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項各号に該当する小学校就学前子どもをいう。	(4) 支給認定子ども　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項各号に該当する小学校就学前子どもをいう。
(5) １号認定子ども　子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号に該当する教育・保育給付認定子どもをいう。	(5) １号認定子ども　子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号に該当する支給認定子どもをいう。
(6)　（略）	(6)　（略）
（入園の対象）	（入園の対象）

第８条　認定こども園に入園できる者は、教育・保育給付認定子どもとする。	第８条　認定こども園に入園できる者は、支給認定子どもとする。
２　前項の規定にかかわらず、認定こども園の入園者が定員に達しない場合においては、市長は、その範囲内において教育・保育給付認定子どもに該当しない小学校就学前子どもを認定こども園に入園させることができる。	２　前項の規定にかかわらず、認定こども園の入園者が定員に達しない場合においては、市長は、その範囲内において支給認定子どもに該当しない小学校就学前子どもを認定こども園に入園させることができる。
（保育時間）	（保育時間）
第１３条　認定こども園での保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	第１３条　認定こども園での保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
(1)　教育・保育給付認定子どものうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下この条において「内閣府令」という。）第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２７５時間までの保育必要量の認定の区分を受けた者　午前７時３０分から午後６時３０分まで	(1)　支給認定子どものうち、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下この条において「内閣府令」という。）第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２７５時間までの保育必要量の認定の区分を受けた者　午前７時３０分から午後６時３０分まで
(2)　教育・保育給付認定子どものうち、内閣府令第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２００時間までの保育必要量の認定の区分を受けた者　午前８時３０分から午後４時３０分まで	(2)　支給認定子どものうち、内閣府令第４条第１項の規定により、保育の利用について１月当たり平均２００時間までの保育必要量の認定の区分を受けた者　午前８時３０分から午後４時３０分まで
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
（保育料）	（保育料）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　認定こども園の保育料の額は、次のとおりとする。	２　認定こども園の保育料の額は、次のとおりとする。

対象	園児の年齢	保育料（月額）
前条第１号に該当する園児	（略）	
	３歳以上	０円
前条第２号に該当する園児	（略）	
	３歳以上	０円
前条第３号に該当する園児	３歳以上	０円
（略）		

３　（略）

（保育料等の減免）

第１６条　（略）

（保育所等給食費）

第１７条　市長は、副食の提供に要する費用として、利用者から保育所等給食費を徴収する。

２　前項の保育所等給食費の額は、次のとおりとする。

対象	園児の年齢	保育所等給食費
第１３条第１号に該当する園児	各年度の当初において満３歳以上	４，５００円の範囲内において、別に規則で定める額
第１３条第２号に該当する園児	各年度の当初において満３歳以上	４，５００円の範囲内において、別に規則で定める額
第１３条第３号に該当する園児	３歳以上	４，０００円の範囲内において、別に規則で定める額

３　利用者は、第１項の保育所等給食費を市長が定める日までに納付しなければならない。

対象	園児の年齢	保育料（月額）
前条第１号に該当する園児	（略）	
	３歳以上	３５，８００円の範囲内において、別に規則で定める額
前条第２号に該当する園児	（略）	
	３歳以上	３４，８００円の範囲内において、別に規則で定める額
前条第３号に該当する園児	３歳以上	１９，０００円の範囲内において、別に規則で定める額
（略）		

３　（略）

（保育料等の減免）

第１６条　（略）

（保育所等給食費の減免） 第１８条　市長は、災害その他特別の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育所等給食費を納付することが困難と認められる利用者については、その保育所等給食費を減額し、又は免除することができる。	
（督促、延滞金及び遅延損害金の徴収） 第１９条　（略）	（督促及び延滞金の徴収） 第１７条　（略）
２　保育所等給食費を第１７条第３項に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は期限を指定してこれを督促しなければならない。	
３　第１項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として１通につき１００円を徴収する。	２　前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として１通につき１００円を徴収する。
４　利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．６パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する保育料等については延滞金を、保育所等給食費については遅延損害金を、それぞれ加算して納付しなければならない。	３　利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年１４．６パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
５　（略）	４　（略）
６　延滞金及び遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に１，０００円未満の端数があるとき又はその金額が２，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。	５　延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に１，０００円未満の端数があるとき又はその金額が２，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。
７　前項の延滞金及び遅延損害金の確定金額に１００円未満の端数があるとき又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数	６　前項の延滞金の確定金額に１００円未満の端数があるとき又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数又はその全額を

又はその全額を切り捨てる。	切り捨てる。
８　市長は、利用者が納期限までに保育料等及び保育所等給食費を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第３項の督促手数料並びに第４項に規定する延滞金及び遅延損害金を減額し、又は免除することができる。	７　市長は、利用者が納期限までに保育料等を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第２項の督促手数料及び第３項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。
（遵守事項）	（遵守事項）
第２０条　（略）	第１８条　（略）
（委任）	（委任）
第２１条　（略）	第１９条　（略）
附　則	附　則
（延滞金及び遅延損害金の割合等の特例）	（延滞金の割合等の特例）
４　当分の間、第１９条第４項に規定する延滞金及び遅延損害金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。	４　当分の間、第１７条第３項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（保育所の保育料に係る経過措置）

２　第１条の規定による改正後の美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例第１３条の規定は、この条例の施行の日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

（保育所の保育所等給食費に係る準備行為）

３　第１条の規定による改正後の美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例第１６条に規定する保育所等給食費の算定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

（認定こども園の保育料に係る経過措置）

４　第２条の規定による改正後の美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例第１４条の規定は、この条例の施行の日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

（認定こども園の保育所等給食費に係る準備行為）

５　第２条の規定による改正後の美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例第１７条に規定する保育所等給食費の算定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議第４９号

令和元年度美濃加茂市一般会計補正予算（第４号）

令和元年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６９７，８４６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１，１２４，９５９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		208,000	3,880	211,880
	3 森林環境譲与税	0	3,880	3,880
10 地方特例交付金		154,000	29,830	183,830
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	108,000	29,830	137,830
15 国庫支出金		2,372,626	65,883	2,438,509
	1 国庫負担金	2,049,390	49,383	2,098,773
	2 国庫補助金	311,158	16,500	327,658
16 県支出金		1,486,584	10,224	1,496,808
	1 県負担金	857,868	3,597	861,465
	2 県補助金	480,265	6,627	486,892
18 寄附金		300,000	5,213	305,213
	1 寄附金	300,000	5,213	305,213
19 繰入金		1,307,186	77,792	1,384,978
	1 基金繰入金	1,307,183	1,757	1,308,940
	2 特別会計繰入金	3	76,035	76,038
20 繰越金		616,756	478,208	1,094,964
	1 繰越金	616,756	478,208	1,094,964
21 諸収入		874,483	7,016	881,499
	4 雑入	650,381	7,016	657,397
22 市債		1,272,300	19,800	1,292,100
	1 市債	1,272,300	19,800	1,292,100
歳入合計		20,427,113	697,846	21,124,959

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		2,553,944	487,989	3,041,933
	1　総務管理費	2,035,950	485,489	2,521,439
	3　戸籍住民基本台帳費	96,419	2,500	98,919
3　民 生 費		7,858,936	22,798	7,881,734
	1　社会福祉費	3,997,206	16,301	4,013,507
	2　児童福祉費	3,530,949	6,497	3,537,446
4　衛 生 費		1,342,418	369	1,342,787
	1　保健衛生費	557,843	255	558,098
	2　清 掃 費	784,575	114	784,689
5　農林業費		667,118	19,396	686,514
	1　農 業 費	451,609	14,516	466,125
	2　林 業 費	215,509	4,880	220,389
6　商 工 費		756,095	33,000	789,095
	1　商 工 費	756,095	33,000	789,095
7　土 木 費		1,993,858	32,600	2,026,458
	2　道路橋りょう費	504,258	7,200	511,458
	3　河 川 費	62,185	8,900	71,085
	4　都市計画費	1,384,562	16,500	1,401,062
8　消 防 費		793,696	21,313	815,009
	1　消 防 費	793,696	21,313	815,009
9　教 育 費		2,592,129	80,381	2,672,510
	1　教育総務費	465,592	100	465,692
	4　幼稚園費	29,856	80,281	110,137
歳　出　合　計		20,427,113	697,846	21,124,959

第２表

地　　方　　債　　補　　正

（追加）

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
災害時情報伝達体制確立事業 （デジタル防災行政無線整備）	千円 19,800	証書借入	年1.8％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　地方譲与税	208,000	3,880	211,880
10　地方特例交付金	154,000	29,830	183,830
15　国庫支出金	2,372,626	65,883	2,438,509
16　県支出金	1,486,584	10,224	1,496,808
18　寄 附 金	300,000	5,213	305,213
19　繰 入 金	1,307,186	77,792	1,384,978
20　繰 越 金	616,756	478,208	1,094,964
21　諸 収 入	874,483	7,016	881,499
22　市　　債	1,272,300	19,800	1,292,100
歳　入　合　計	20,427,113	697,846	21,124,959

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	2,553,944	487,989	3,041,933
3　民 生 費	7,858,936	22,798	7,881,734
4　衛 生 費	1,342,418	369	1,342,787
5　農林業費	667,118	19,396	686,514
6　商 工 費	756,095	33,000	789,095
7　土 木 費	1,993,858	32,600	2,026,458
8　消 防 費	793,696	21,313	815,009
9　教 育 費	2,592,129	80,381	2,672,510
歳　出　合　計	20,427,113	697,846	21,124,959

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			81,524	406,465
9,562	3,597		1,268	8,371
	127		113	129
			7,016	12,380
16,500				16,500
				32,600
		19,800		1,513
39,821	6,500		100	33,960
65,883	10,224	19,800	90,021	511,918

2　歳　入

（款）　2　地方譲与税
（項）　3　森林環境譲与税

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
2			地方譲与税	208,000	3,880	211,880
	3		森林環境譲与税	0	3,880	3,880
		1	森林環境譲与税	0	3,880	3,880

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	3,880	1 森林環境譲与税

（款）　10　地方特例交付金
（項）　　2　子ども・子育て支援臨時交付金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
10			地方特例交付金	154,000	29,830	183,830
	2		子ども・子育て支援臨時交付金	108,000	29,830	137,830
		1	子ども・子育て支援臨時交付金	108,000	29,830	137,830

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
1 子ども・子育て支援臨時交付金	29,830	1 子ども・子育て支援臨時交付金

（款）　15　国庫支出金
（項）　　1　国庫負担金

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計
15			国庫支出金	2,372,626	65,883	2,438,509
	1		国庫負担金	2,049,390	49,383	2,098,773
		1	民生費国庫負担金	2,047,262	9,562	2,056,824
		4	教育費国庫負担金	0	39,821	39,821
	2		国庫補助金	311,158	16,500	327,658
		8	商工費国庫補助金	0	16,500	16,500

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
2 児童福祉費負担金	2,370	1 子育てのための施設等利用給付交付金	
5 介護保険料軽減負担金	7,192	1 介護保険料軽減負担金	
1 幼稚園費負担金	39,821	1 子育てのための施設等利用給付交付金 2 地域子ども・子育て支援給付費負担金	39,182 639
1 商工費国庫補助金	16,500	1 地方創生推進交付金（インバウンド推進事業）	

（款）　16　県支出金
（項）　　1　県負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
16			県支出金	1,486,584	10,224	1,496,808
	1		県負担金	857,868	3,597	861,465
		1	民生費県負担金	827,110	3,597	830,707
	2		県補助金	480,265	6,627	486,892
		3	衛生費県補助金	9,397	127	9,524
		7	教育費県補助金	6,498	6,500	12,998

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
5 介護保険料軽減負担金	3,597	1 介護保険料軽減負担金
1 保健衛生費補助金	127	1 小児がん患者ワクチン再接種費用補助金
2 幼稚園費補助金	6,500	1 子育て支援施設等利用給付補助金

（款）　18　寄 附 金
（項）　1　寄 附 金

款			項 目	補正前の額	補 正 額	計
18			寄 附 金	300,000	5,213	305,213
	1		寄 附 金	300,000	5,213	305,213
		3	教育費寄附金	0	5,100	5,100
		4	衛生費寄附金	0	113	113

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 教育総務費寄附金	100	1 教育総務費寄附金
2 社会教育費寄附金	5,000	1 社会教育費寄附金
1 清掃費寄附金	113	1 清掃費寄附金

（款）　19　繰 入 金
（項）　　1　基金繰入金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
19			繰 入 金	1,307,186	77,792	1,384,978
	1		基金繰入金	1,307,183	1,757	1,308,940
		3	国際交流基金繰入金	7,183	489	7,672
		5	人に優しいまちづくり基金繰入金	0	1,268	1,268
	2		特別会計繰入金	3	76,035	76,038
		1	国民健康保険会計繰入金	1	6,267	6,268
		2	介護保険会計繰入金	1	69,768	69,769

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 国際交流基金繰入金	489	1 国際交流基金繰入金
1 人に優しいまちづくり基金繰入金	1,268	1 人に優しいまちづくり基金繰入金
1 国民健康保険会計繰入金	6,267	1 国民健康保険会計繰入金
1 介護保険会計繰入金	69,768	1 介護保険会計繰入金

（款）　20　繰 越 金
（項）　1　繰 越 金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
20			繰 越 金	616,756	478,208	1,094,964
	1		繰 越 金	616,756	478,208	1,094,964
		1	繰 越 金	616,756	478,208	1,094,964

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
1 繰　越　金	478,208	1 前年度繰越金

（款）　21　諸 収 入
（項）　　4　雑　　入

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
21			諸 収 入	874,483	7,016	881,499
	4		雑　　入	650,381	7,016	657,397
		6	雑　　入	304,241	7,016	311,257

（一般会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
5 農林業費雑入	7,016	1 集落営農経営確立支援事業補助金返還金

（款）　22　市　　債
　（項）　　1　市　　債

款	項	目	款　項　目	補正前の額	補　正　額	計
22			市　　債	1,272,300	19,800	1,292,100
	1		市　　債	1,272,300	19,800	1,292,100
		4	消 防 債	48,000	19,800	67,800

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 消　防　債	19,800	1 災害時情報伝達体制確立事業（デジタル防災行政無線整備）

3　歳　出

（款）　2　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	2,553,944	487,989	3,041,933	81,524	406,465
	1		総務管理費	2,035,950	485,489	2,521,439	81,524	403,965
		3	財政管理費	23,801	485,000	508,801	繰入金 76,035 寄附金 5,000	403,965
		7	市民まちづくり推進費	74,499	489	74,988	繰入金 489	
	3		戸籍住民基本台帳費	96,419	2,500	98,919		2,500
		1	戸籍住民基本台帳費	96,419	2,500	98,919		2,500

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
25 積　立　金	485,000	財政調整基金積立金	財政管理事業　485,000
9 旅　　費	54	特別旅費	国際交流事業　489
13 委　託　料	435	ダボ姉妹都市提携記念式典事業	
13 委　託　料	2,500	住民基本台帳システム改修	住民基本台帳事務　2,500

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,858,936	22,798	7,881,734	14,427	8,371
	1		社会福祉費	3,997,206	16,301	4,013,507	12,057	4,244
		1	社会福祉総務費	773,179	1,268	774,447	繰入金 1,268	
		3	老人福祉費	711,444	14,384	725,828	国庫支出金 7,192 県支出金 3,597	3,595
		6	福祉医療費	625,959	649	626,608		649
	2		児童福祉費	3,530,949	6,497	3,537,446	2,370	4,127
		3	児童保育費	1,104,197	6,497	1,110,694	国庫支出金 2,370	4,127

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
11 需　用　費	1,268	消耗品費　1,133 食糧費　135	地域きずな事業　1,268
28 繰　出　金	14,384	低所得者保険料軽減繰出金	介護保険会計繰出金（低所得者保険料軽減）　14,384
23 償還金、利子及び割引料	649	県補助金返還金	福祉医療費助成事業　649
19 負担金、補助及び交付金	4,740	認可外保育施設等給付金	私立保育園運営費等補助事業　6,497
23 償還金、利子及び割引料	1,757	国庫負担金等返還金	

（款）　4　衛 生 費
（項）　1　保健衛生費

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,342,418	369	1,342,787	240	129
	1		保健衛生費	557,843	255	558,098	127	128
		4	予防接種費	156,064	255	156,319	県支出金 127	128
	2		清 掃 費	784,575	114	784,689	113	1
		3	環境整備費	21,147	114	21,261	寄附金 113	1

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
19 負担金、補助及び交付金	255	予防接種補助金	予防接種事業　255
11 需　用　費	114	消耗品費	環境基本計画推進事業　114

（款）　5　農林業費
（項）　1　農 業 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	667,118	19,396	686,514	7,016	12,380
	1		農 業 費	451,609	14,516	466,125	7,016	7,500
		3	農業振興費	61,896	7,016	68,912	諸収入 7,016	
		6	農 地 費	283,995	7,500	291,495		7,500
	2		林 業 費	215,509	4,880	220,389		4,880
		1	林業振興費	215,509	4,880	220,389		4,880

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
23 償還金、利子及び割引料	7,016	集落営農経営確立支援事業補助金返還金	ふるさと農産物育成事業　7,016
15 工事請負費	7,500	農道舗装　1,500 農業用施設改修　6,000	農業用施設事業　7,500
13 委　託　料	3,880	森林樹種調査	里山活用事業　3,880 林道管理事務　1,000
15 工事請負費	1,000	林道維持補修	

（款）　6　商 工 費
（項）　1　商 工 費

款 項 目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	756,095	33,000	789,095	16,500	16,500
	1		商 工 費	756,095	33,000	789,095	16,500	16,500
		4	観 光 費	50,469	33,000	83,469	国庫支出金 16,500	16,500

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
11 需　用　費	1,650	印刷製本費	インバウンド推進事業　　33,000
13 委　託　料	24,750	インバウンド旅行者対策支援業務	
15 工事請負費	6,600	インバウンド環境整備	

（款）　7　土 木 費
（項）　2　道路橋りょう費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	1,993,858	32,600	2,026,458		32,600
	2		道路橋りょう費	504,258	7,200	511,458		7,200
		1	道路維持費	231,989	7,200	239,189		7,200
	3		河 川 費	62,185	8,900	71,085		8,900
		1	河川総務費	62,185	8,900	71,085		8,900
	4		都市計画費	1,384,562	16,500	1,401,062		16,500
		2	駅周辺整備事業費	38,376	2,000	40,376		2,000
		4	公 園 費	117,429	14,500	131,929		14,500

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
15 工事請負費	7,200	緊急道路改修	緊急工事委託事業　7,200
15 工事請負費	8,900	河川維持補修	河川管理事務　8,900
15 工事請負費	2,000	自由通路修繕	南北自由通路管理事務　2,000
15 工事請負費	14,500	公園施設維持補修	都市公園管理事務　14,500

（款）　8　消 防 費
（項）　1　消 防 費

款 項 目				補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	793,696	21,313	815,009	19,800	1,513
	1		消 防 費	793,696	21,313	815,009	19,800	1,513
		1	消 防 費	661,940	1,513	663,453		1,513
		3	災害対策費	54,437	19,800	74,237	市債 19,800	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
19 負担金、補助及び交付金	1,513	可茂消防事務組合負担金	可茂消防事務組合負担金　　1,513
13 委　託　料	19,800	デジタル防災行政無線設計	災害時情報伝達体制確立事業 19,800

（款）　9　教 育 費
（項）　1　教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,592,129	80,381	2,672,510	46,421	33,960
	1		教育総務費	465,592	100	465,692	100	
		3	教育センター費	50,594	100	50,694	寄附金 100	
	4		幼稚園費	29,856	80,281	110,137	46,321	33,960
		2	幼稚園給付費	0	80,281	80,281	国庫支出金 39,821 県支出金 6,500	33,960

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
18 備品購入費	100	教育センター備品	教育相談適応指導教室　100
19 負担金、補助及び交付金	80,281	子育てのための施設等利用給付費負担金　78,364 地域子ども・子育て支援給付費負担金　1,917	子育てのための施設等利用給付事業　80,281

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	6,044,656	5,700,511	882,300	796,228	5,786,583
(1) 総　務	158,046	151,192	40,400	24,102	167,490
(2) 民　生	34,625	13,818		6,967	6,851
(3) 衛　生					
(4) 農　林	290,641	230,494		67,783	162,711
(5) 商　工	14,328	12,241	42,800	2,117	52,924
(6) 土　木	2,704,417	2,435,184	177,500	409,023	2,203,661
(7) 消　防	129,990	137,055	67,800	20,874	183,981
(8) 教　育	2,712,609	2,720,527	553,800	265,362	3,008,965
2 災害復旧債		11,200			11,200
(1) 補助災害		9,300			9,300
(2) 単独災害		1,900			1,900
3 そ の 他	7,869,864	7,884,292	630,000	773,527	7,740,765
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	261,720	203,332		45,933	157,399
(3) 財源対策債等	298,643	216,925		72,769	144,156
(4) 臨時財政対策債	7,309,501	7,464,035	630,000	654,825	7,439,210
合　　計	13,914,520	13,596,003	1,512,300	1,569,755	13,538,548

議第５０号

令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、「平成３１年度美濃加茂市国民健康保険会計予算」の名称を「令和元年度美濃加茂市国民健康保険会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１，３７３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，１６６，５０８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		2	41,373	41,375
	1 繰越金	2	41,373	41,375
歳入合計		5,125,135	41,373	5,166,508

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　諸支出金		8,702	41,373	50,075
	1　償還金及び還付加算金	8,701	35,106	43,807
	2　繰 出 金	1	6,267	6,268
歳　　出　　合　　計		5,125,135	41,373	5,166,508

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6　繰 越 金	2	41,373	41,375
歳　入　合　計	5,125,135	41,373	5,166,508

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
8　諸支出金	8,702	41,373	50,075
歳　出　合　計	5,125,135	41,373	5,166,508

（単位：千円）

補　正　額　の　財　源　内　訳				
国庫支出金	県支出金	療給交付金	その他	保険料
			41,373	
			41,373	

2　歳　入

（款）　6　繰 越 金
（項）　1　繰 越 金

款　　項　　目				補正前の額	補　正　額	計
6			繰 越 金	2	41,373	41,375
	1		繰 越 金	2	41,373	41,375
		1	その他繰越金	2	41,373	41,375

（国民健康保険会計）

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
1 その他繰越金	41,373	1 前年度繰越金

3　歳　出

（款）　8　諸支出金
（項）　1　償還金及び還付加算金

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
8			諸支出金	8,702	41,373	50,075	41,373	
	1		償還金及び還付加算金	8,701	35,106	43,807	35,106	
		3	償還金	1	35,106	35,107	繰越金 35,106	
	2		繰出金	1	6,267	6,268	6,267	
		1	他会計繰出金	1	6,267	6,268	繰越金 6,267	

（国民健康保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
23 償還金、利子及び割引料	35,106	保険給付費等交付金償還金	償還金　35,106
28 繰　出　金	6,267	一般会計繰出金	繰出金　6,267

議第５１号

令和元年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、「平成３１年度美濃加茂市介護保険会計予算」の名称を「令和元年度美濃加茂市介護保険会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７４，６５３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，０５８，６３７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　保 険 料		856,397	△14,384	842,013
	1　介護保険料	856,397	△14,384	842,013
8　繰 入 金		686,652	14,384	701,036
	1　一般会計繰入金	639,417	14,384	653,801
9　繰 越 金		7,022	174,653	181,675
	1　繰 越 金	7,022	174,653	181,675
歳　　入　　合　　計		3,883,984	174,653	4,058,637

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4　基金積立金		3,744	21,110	24,854
	1　基金積立金	3,744	21,110	24,854
7　諸支出金		2,022	153,543	155,565
	1　償還金及び還付加算金	2,021	83,775	85,796
	2　繰 出 金	1	69,768	69,769
歳　　出　　合　　計		3,883,984	174,653	4,058,637

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
1　保 険 料	856,397	△14,384	842,013
8　繰 入 金	686,652	14,384	701,036
9　繰 越 金	7,022	174,653	181,675
歳　入　合　計	3,883,984	174,653	4,058,637

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　保険給付費	3,504,300	0	3,504,300
4　基金積立金	3,744	21,110	24,854
7　諸支出金	2,022	153,543	155,565
歳　出　合　計	3,883,984	174,653	4,058,637

（単位：千円）

補　正　額　の　財　源　内　訳				
国庫支出金	県支出金	基金交付金	その他	保険料
			14,384	△14,384
			21,110	
			153,543	
			189,037	△14,384

2　歳　入

（款）　1　保 険 料
（項）　1　介護保険料

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
1			保 険 料	856,397	△14,384	842,013
	1		介護保険料	856,397	△14,384	842,013
		1	第１号被保険者保険料	856,397	△14,384	842,013

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 現年度分特別徴収保険料	△12,429	1 現年度分特別徴収保険料
2 現年度分普通徴収保険料	△1,955	1 現年度分普通徴収保険料

（款）　8　繰 入 金
（項）　1　一般会計繰入金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
8			繰 入 金	686,652	14,384	701,036
	1		一般会計繰入金	639,417	14,384	653,801
		5	低所得者保険料軽減繰入金	4,996	14,384	19,380

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 現年度分	14,384	1 低所得者保険料軽減繰入金

（款）　9　繰 越 金
（項）　1　繰 越 金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
9			繰 越 金	7,022	174,653	181,675
	1		繰 越 金	7,022	174,653	181,675
		1	繰 越 金	7,022	174,653	181,675

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
1 繰　越　金	174,653	1 前年度繰越金

3　歳　出

（款）　2　保険給付費
（項）　1　介護・予防サービス等諸費

款	項	目	款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
2			保険給付費	3,504,300	0	3,504,300	14,384	△14,384
	1		介護・予防サービス等諸費	3,431,000	0	3,431,000	14,384	△14,384
		1	介護・予防サービス等諸費	3,431,000	0	3,431,000	繰入金 14,384	△14,384

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		

（款）　4　基金積立金
（項）　1　基金積立金

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
4			基金積立金	3,744	21,110	24,854	21,110	
	1		基金積立金	3,744	21,110	24,854	21,110	
		1	介護給付費準備基金積立金	3,744	21,110	24,854	繰越金 21,110	

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
25 積　立　金	21,110	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 21,110

（款）　7　諸支出金
（項）　1　償還金及び還付加算金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
7		諸支出金	2,022	153,543	155,565	153,543	
	1	償還金及び還付加算金	2,021	83,775	85,796	83,775	
		3 償還金	1	83,775	83,776	繰越金 83,775	
	2	繰出金	1	69,768	69,769	69,768	
		1 他会計繰出金	1	69,768	69,769	繰越金 69,768	

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
23 償還金、利子及び割引料	83,775	国庫負担金等返還金	償還金　83,775
28 繰　出　金	69,768	一般会計繰出金	繰出金　69,768

議第５２号

令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、「平成３１年度美濃加茂市下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度美濃加茂市下水道事業会計予算」とし、元号による年表示についても「平成」を「令和」に読み替えるものとする。

（総則）

第１条　令和元年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第２条　令和元年度美濃加茂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条中「不足する額６７３，３５１千円」を「不足する額６７３，６５１千円」に、「当年度分損益勘定留保資金４６８，８０４千円」を「当年度分損益勘定留保資金４６９，１０４千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　資本的収入	1,263,860 千円	24,100 千円	1,287,960 千円
第１項　企業債	941,480 千円	24,100 千円	965,580 千円

支　　出

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
第１款　資本的支出	1,937,211 千円	24,400 千円	1,961,611 千円
第１項　建設改良費	361,937 千円	24,400 千円	386,337 千円

（企業債の補正）

第３条　予算第５条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（　起債の目的　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
建設改良	139,480 千円	24,100 千円	163,580 千円

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

令和元年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			1,263,860	24,100	1,287,960
	1 企 業 債		941,480	24,100	965,580
		1 企 業 債	941,480	24,100	965,580

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,937,211	24,400	1,961,611
	1 建設改良費		361,937	24,400	386,337
		17 木曽川右岸流域下水道建設費	31,200	24,400	55,600

令和元年度美濃加茂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：千円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	19,584
減価償却費	1,117,860
貸倒引当金の増減額（減少は△）	△ 50
賞与引当金の増減額（減少は△）	△ 1,680
退職給付引当金の増減額（減少は△）	3,970
長期前受金戻入益	△ 610,450
受取利息及び配当金	△ 5
支払利息	323,850
資産減耗費	2,000
未収金の増減額（増加は△）	△ 14,376
たな卸資産の増減額（増加は△）	△ 502
未払金の増減額（減少は△）	18,650
その他流動負債の増減額（減少は△）	6,731
小計	865,582
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△ 323,850
業務活動によるキャッシュ・フロー	541,737
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 337,049
国庫補助金等による収入	77,523
一般会計等からの繰入金による収入	173,978
工事負担金の受入による収入	17,667
受益者負担金の受入による収入	31,923
受益者分担金の受入による収入	970
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,988
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	965,580
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,575,274
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 609,694
Ⅳ　資金増加額（又は減少額）	△ 102,945
Ⅴ　資金期首残高	699,080
Ⅵ　資金期末残高	596,135

令和元年度美濃加茂市下水道事業予定貸借対照表

（令和2年3月31日）

（単位:千円）

資　産　の　部

1 固定資産				
(1)有形固定資産				
イ 土地		2,387,364		
ロ 建物	1,675,049			
減価償却累計額	△ 320,253	1,354,796		
ハ 構築物	36,790,620			
減価償却累計額	△ 7,306,222	29,484,398		
ニ 機械及び装置	1,876,189			
減価償却累計額	△ 921,895	954,294		
ホ 車両及び運搬具	240			
減価償却累計額	△ 228	12		
ヘ 工具器具及び備品	4,109			
減価償却累計額	△ 3,048	1,061		
ト 建設仮勘定		47,578		
有形固定資産合計			34,229,503	
(2)無形固定資産				
イ 施設利用権		1,805,437		
無形固定資産合計			1,805,437	
(3)投資				
イ 出資金		1,580		
投資合計			1,580	
固定資産合計				36,036,520
2 流動資産				
(1)現金預金			596,135	
(2)未収金		80,732		
貸倒引当金		△ 3,363	77,369	
(3)貯蔵品			2,139	
(4)その他流動資産			14	
流動資産合計				675,657
資産合計				36,712,177

負　債　の　部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	16,591,498		
企業債合計		16,591,498	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	54,082		
引当金合計		54,082	
固定負債合計			16,645,580
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,547,024		
企業債合計		1,547,024	
(2) 未払金		210,156	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	1,084		
引当金合計		1,084	
(4) その他流動負債		11,731	
流動負債合計			1,769,995
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		20,928,486	
(2) 収益化累計額		△ 4,892,800	
繰延収益合計			16,035,686
負債合計			34,451,261

資　本　の　部

6 資本金			1,152,646
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	727,698		
ロ 受贈財産評価額	39,043		
ハ 受益者負担金	242,512		
ニ 受益者分担金	13,086		
ホ その他資本剰余金	214		
資本剰余金合計		1,022,553	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	85,717		
利益剰余金合計		85,717	
剰余金合計			1,108,270
資本合計			2,260,916
負債資本合計			36,712,177

注記

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物	１５年～５０年
構築物	３０年～５０年
機械及び装置	１０年～２０年
車両及び運搬具	４年～　６年
工具器具及び備品	３年～２０年

（２）無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権　　５０年

２　重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

３　引当金の計上方法

（１）貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実積率等による回収不能見込額を計上している。

（２）退職給付引当金

当事業年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、岐阜県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

（３）賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

４　その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

Ⅱ．予定貸借対照表等に関する注記

1　企業債の償還に係る他会計の負担

（1）平成３０年度予定　（平成３１年3月３１日）

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は２，０８５，０２９千円である。

（2）令和元年度予定　（令和２年3月３１日）

貸借対照表上に計上されている企業債（１年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は１，８６２，６７０千円である。

Ⅲ．セグメント情報に関する注記

1　報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していること、及び公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業では汚水処理と雨水処理を行っていることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分		事業の内容
公共下水道事業	汚水処理	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地における雨水排除。
特定環境保全公共下水道事業	汚水処理	市街地以外の区域における、し尿・生活雑排水等の処理。
	雨水処理	市街地以外の区域における雨水排除。
農業集落排水事業		農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理。

2　報告セグメントごとの資産、負債、その他の項目の金額

（1）平成３０年度予定　（単位：千円）

	公共下水道事業			
	汚水処理	雨水処理	共通	小計
セグメント資産	27,767,836	3,138,384	512,374	31,418,594
セグメント負債	26,696,216	2,843,219	130,375	29,669,810
その他の項目				
他会計繰入金	736,227	105,095		841,322
減価償却費	786,865	143,046		929,911
支払利息	276,289	22,547		298,836
有形・無形固定資産の増加	105,038	147,972		253,010

	特定環境保全公共下水道事業				農業集落排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共通	小計		
セグメント資産	3,578,375	95,994	170,278	3,844,647	2,302,542	37,565,783
セグメント負債	3,547,941	28,312	25,265	3,601,518	2,053,124	35,324,452
その他の項目						
他会計繰入金	108,683			108,683	130,361	1,080,366
減価償却費	107,494			107,494	83,887	1,121,292
支払利息	35,908	30		35,938	17,703	352,477
有形・無形固定資産の増加	29,602	74,360		103,962	2,662	359,634

（２）令和元年度予定　　（単位：千円）

	公共下水道事業			
	汚水処理	雨水処理	共通	小計
セグメント資産	27,121,115	3,124,083	439,558	30,684,756
セグメント負債	25,956,442	2,795,994	168,685	28,921,121
その他の項目				
他会計繰入金	737,128	109,470		846,598
減価償却費	788,360	143,270		931,630
支払利息	252,400	21,600	250	274,250
有形・無形固定資産の増加	141,521	128,968		270,489

	特定環境保全公共下水道事業				農業集落排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共通	小計		
セグメント資産	3,499,705	148,592	157,721	3,806,018	2,221,403	36,712,177
セグメント負債	3,451,157	81,404	27,013	3,559,574	1,970,566	34,451,261
その他の項目						
他会計繰入金	119,168	1,210		120,378	129,973	1,096,949
減価償却費	107,750	1,530		109,280	76,950	1,117,860
支払利息	32,900	400		33,300	16,300	323,850
有形・無形固定資産の増加	29,179	54,129		83,308	1,924	355,721

Ⅳ．その他の注記

１　賞与引当金の取崩し

令和元年度において、期末手当・勤勉手当及びこれに係る法定福利費として９，３２２千円を支払う予定であるため、賞与引当金２，７６４千円を取り崩すこととしている。

２　貸倒引当金の取崩し

令和元年度において、不納欠損による損失を計上する予定であるため、貸倒引当金２，８１０千円を取り崩すこととしている。

議第５３号

美濃加茂市第６次総合計画基本構想及び基本計画について

美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例第２条第１号の規定により、美濃加茂市第６次総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市第6次総合計画
基本構想・基本計画

計画策定にあたって

昨今の社会環境の変化や直面している課題に配意し、美濃加茂市のまちづくりについて中・長期的な視点が求められている。そのため、計画的、重点的に事業を推進するための「道しるべ」となる新総合計画の策定が必要であり、この新総合計画が美濃加茂市の最上位計画として位置付けられるべきである。

新総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構造から成り立っている。計画期間を 10 年としている「基本構想」では、美濃加茂市が進むべき方向性を示し、5 年で見直しをすべき「基本計画」では、将来像とＫＰＩを明確にしている。また、国の動向や社会情勢の変化、市民ニーズの多様性に対し、柔軟に対応するために、「実施計画」は基本構想や基本計画に掲げる将来像やＫＰＩの達成に向けて、毎年度見直しをかけるべきある。

単位：%

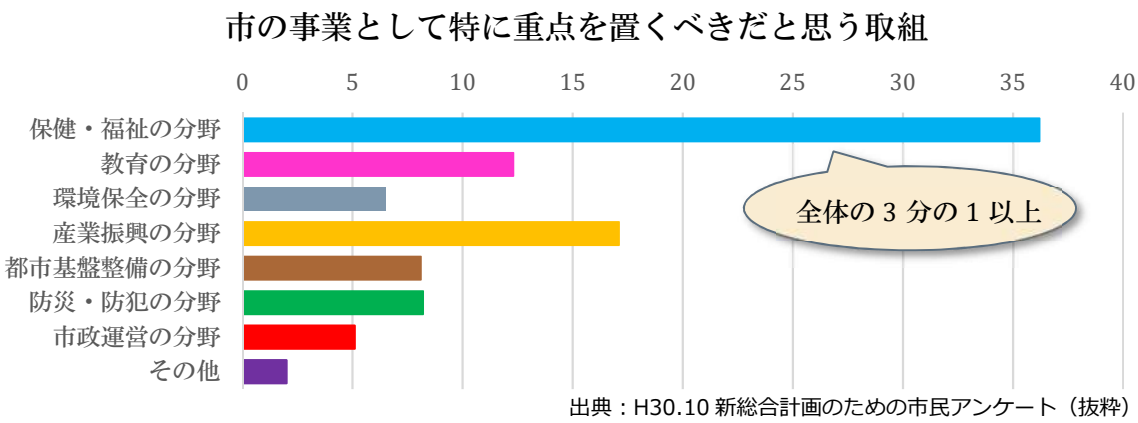

出典：H30.10 新総合計画のための市民アンケート（抜粋）

このグラフは、「これからの美濃加茂市全体の施策の中で、特に重点を置くべきだと思う取組は何ですか。」という問いについて、8 つの分野から 1 つ選択し集計をしたものである。市民アンケートの結果から推察すると、保健・福祉の分野が突出しており「健康」に対する関心度の高さが伺える。市民自らが健康を意識するとともに、市としても重点を置くべき取り組みであることを認識しなければならない。

次いで、産業振興の分野が高くなっており、商工業、農林業の発展・継続とともに、働く場の創出に期待されていることが予測される。

重要度と満足度の関係

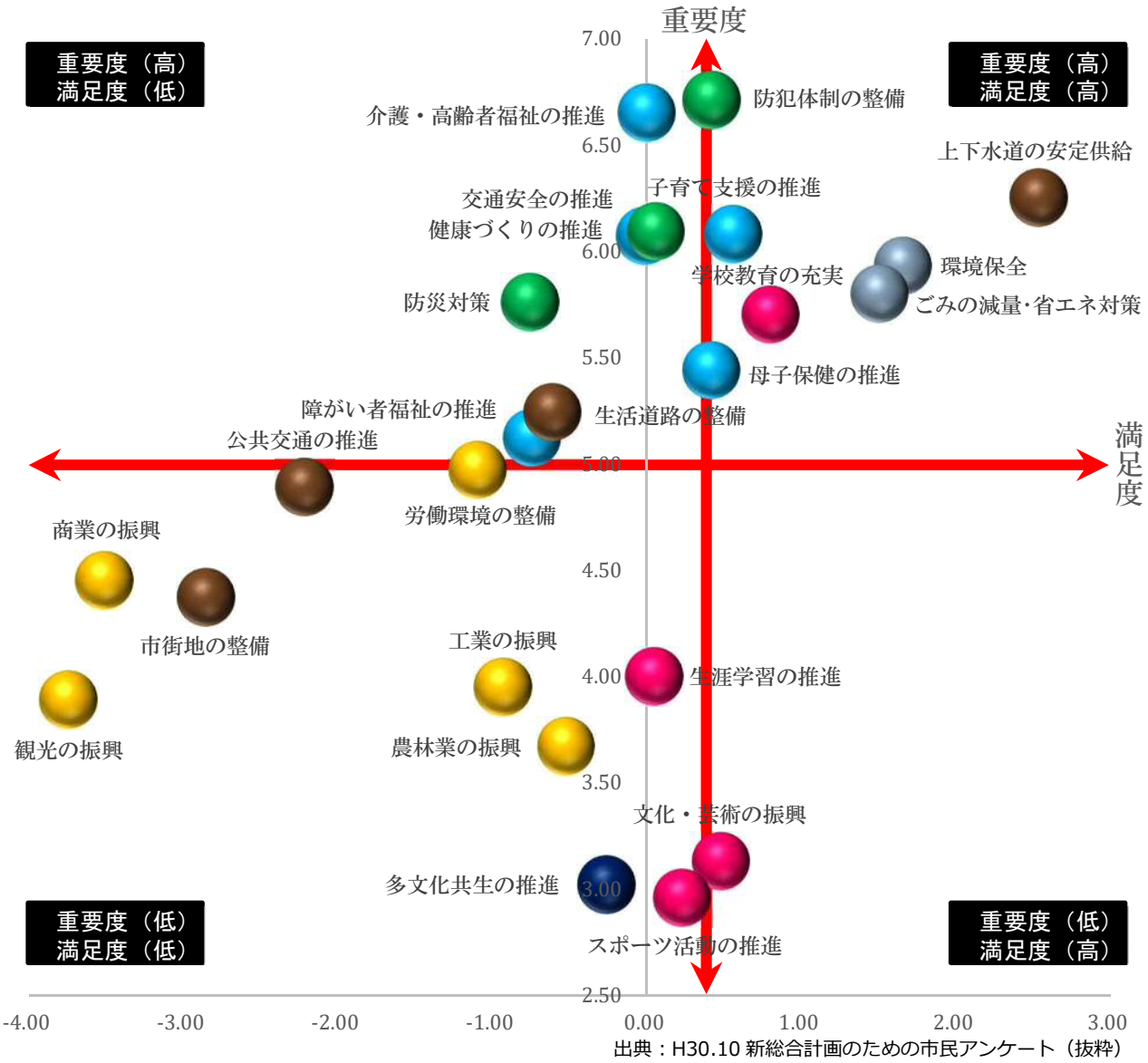

出典：H30.10 新総合計画のための市民アンケート（抜粋）

このグラフは「これまでの満足度」と「これからの重要度」をクロス集計したものである。右上の重要度（高）満足度（高）に属する取り組みは、市の施策と市民の考え方が一致している事業であると言える。対して、左上の重要度（高）満足度（低）に属する取り組みは、市の施策と市民の考え方が一致していない取り組みである可能性が高いと推測できる。また、左下の重要度（低）満足度（低）に属する取り組みは、その施策の内容の見直しなど事業の在り方を検討する必要があると言える。

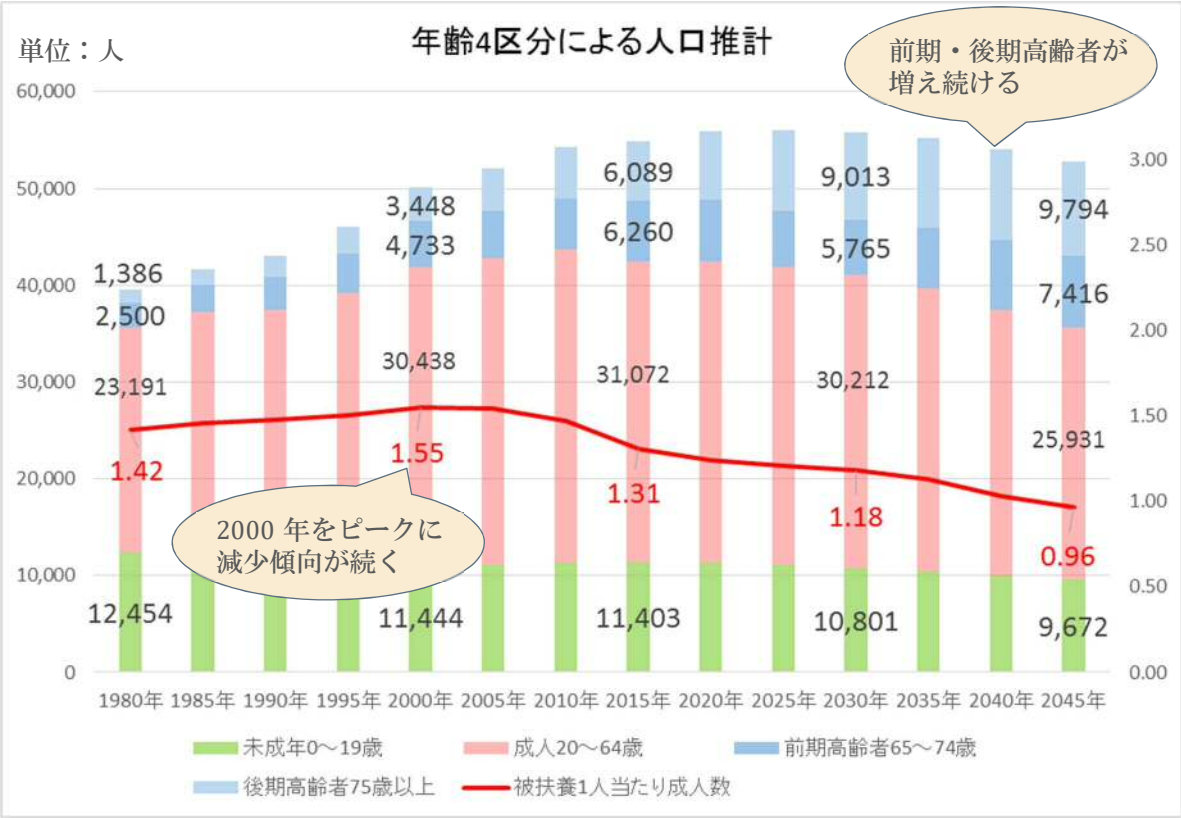

出典：2015 年国勢調査及び 2015 年人口ビジョン

このグラフは年齢区分による今後の人口推移を表すもので、当市においても高齢化の波を避けることができず、年々高齢化が進みつつある。同時に、少子化、生産労働人口の減少も重なる形となり、被扶養者１人当たりの成人数も減少していくと予測される。それらを踏まえると、高齢化を防ぐことは難しいため、子育てしやすい環境を整備して少しでも少子化に歯止めをかけることが重要となる。また、いかに若年層から「健康」に対しての意識を高め、生涯健康で健康寿命を高める施策が必要となってくると思われる。

基本構想

計画期間：令和２年度～令和１１年度

WALKABLE CITY

MINOKAMO

すべての健康のために、歩き続けるまち

新総合計画では、市民・団体・企業・行政が一体となって「歩き続ける」ことを共通の目標とし、「心の健康」「体の健康」「社会の健康」を整えることで、持続可能なまちづくりの実現を目指します。美濃加茂市に住むこと、住み続けることが、健康で豊かな暮らしに繋がるよう、みんなで一歩を踏み出しましょう。

健康な心を育む

- ✓ 思いやりの心
- ✓ 他者への関心
- ✓ 豊かな心
- ✓ チャレンジ精神

いろいろな場所での出会い、交流を通じて、より地域に愛着と関わりを強く持ち、助け合える心を育みます。

健康な体をつくる

- ✓ 全世代の健康増進
- ✓ 健康寿命の延伸
- ✓ 予防医療の推進
- ✓ 生涯元気

生涯健康で元気な体でいられるよう、家族や地域が一緒になって健康づくりに取り組める環境を整えます。また、情報技術を充実させることで、予防意識の向上を図ります。

健康な社会を形成する

- ✓ 成長する産業
- ✓ 自然との調和
- ✓ 安心安全なまち
- ✓ 健全な行財政

魅力ある地域資源を最大限に活かしたまちづくりに取り組みます。また、地域で見守り合い、市民と一緒に安心安全な住みやすいまちを目指します。

●６つのまちづくり宣言

新総合計画において、市民の方から様々な場所で、たくさんのご意見をいただきました。今後、特に重点を置く政策について下図のように６つのまちづくり宣言をし、具体的な宣言内容については、基本計画で定めるものとします。

基本計画（重要政策）

計画期間：令和２年度～令和６年度

健康増進

生涯健康で、元気に生きる！

6つのまちづくり宣言

心と体の健康を図り、
「生涯元気なまち」を目指します！（健康・福祉分野）

KPI

① 健康寿命の延伸　（男性）79.90 歳 → 81.00 歳
（女性）85.00 歳 → 86.00 歳
平成 30 年度実績　令和 6 年度目標

② 健康増進に積極的に取り組んでいる人の割合
53.4%→70.0%

生涯にわたり健康であり続けるために、自分の健康は自分で守るという意識を高めること、スポーツ活動やウォーキングなどの健康増進に積極的に取り組む市民が増えるように、環境整備、普及啓発活動に努めます。また、予防の観点から将来介護のいらない生活が送れるよう様々な交流機会や支援事業を実施し、生きがいをもって生活する市民を増やすとともに、介護がいらなくなるような環境づくりをします。支援が必要になる場合も、早期発見ができるよう相談事業や見守り事業の充実を図り、さらなる支援をしていきます。

女性若者活躍

女性や若者が輝き、スポットライトが当たるまち！

6つのまちづくり宣言

女性や若者が輝き、
自分らしく生きられるまちを目指します！（Caminho・教育分野）

KPI

① 生まれる赤ちゃんの人数（年間出生数５００人）を維持
４９１人→５００人
平成 30 年度実績　令和 6 年度目標

② 女性や若者が夢を叶えられるまちだと感じる人の割合
20.0%→40.0%

女性や若者が自分らしく生きられるよう、ライフ・ワーク・バランスを充実させ、夢や希望が叶えられるような子育て環境の支援を充実します。また、子育てについての悩みを一人で抱え込まないように、みんなで一緒に子育てできる仕組みづくりをするとともに、保護者も一緒に成長できるような取り組みも充実していきます。また、こども達が成長していく中で、自ら楽しく学べるような魅力ある教育環境を整備することで、地域への愛着を持ち、女性や若者の夢が叶えられることができるまちづくりを目指します。

多文化共生　みんなで一歩を踏み出そう！

6つのまちづくり宣言

お互いのことを理解し、ダイバーシティを活かした魅力あるまちを目指します！（協働・まちづくり分野）

KPI

① 外国人市民の高校進学率　93.1％→97.6％
平成 30 年度実績　令和 6 年度目標

② 多文化共生のまちづくりが進んでいると感じる人の割合
36.3%→50.0%

外国人市民の自立に向けた支援を行うことで、日本人、外国人区別なく交流できる機会をつくり、地域のパートナーとなれるように取り組みます。

保育園・こども園や小学校、中学校に通う外国人児童生徒に対し、日本での生活に困らないような教育支援を充実させ、進学から就職へ繋がることで、将来を思い描ける外国人児童生徒を増やします。

産業振興　活力と”豊かさ”あふれるまち！

6つのまちづくり宣言

付加価値を高め、つくる楽しみと生きがいを感じるまちを目指します！（産業振興分野）

KPI

① 1 人当たりの市内総生産額　4,024 千円→4,100 千円
平成 30 年度実績　令和 6 年度目標

② 産業・観光振興に積極的に取り組んでいると感じる人の割合
34.4%→50.0%

魅力ある地域資源（人・モノ・情報）と個性を活かしたまちづくりを進めることで、地域資源の付加価値を高めます。また、この地域資源を利活用することで、美濃加茂市を訪れる関係人口を増加させ、ふれあいと賑わいが溢れるまちを目指します。

農業従事者の担い手不足を解消し活性化することで、農業を守っていきます。

豊かな自然環境と美しい里山の風景を後世に残すため、里山を整備し、その里山を利活用した教育支援や遊び場の創出に努めます。

地域再生　地域の魅力をアップデート！

6つのまちづくり宣言

10 年先を見据えた
まちづくりを目指します！（都市整備分野）

KPI

① あい愛バスの利用者数　84,759 人 → 120,000 人
平成 30 年度実績　令和 6 年度目標

② 住みよいまちだと感じる人の割合
72.2%→80.0%

みんなのまちはみんなでつくるという意識を持ち、快適に暮らせるまちづくりを目指します。移動手段のない方や車の運転が難しい方にとって、どこにいても行きたいところへ移動できるような公共交通、良質な地域空間を整備し、誰にとってもやさしく感じられるまちを整備します。

かけがえのない地球環境を守るため、市民が自発的に環境保全に取り組み、自然と共生できるまちづくりを支援します。

防災減災　もしものとき、生き残るために！

6つのまちづくり宣言

自助、互助、共助を意識することで様々な環境に適応し、
生き延びる力を身に付けることを目指します！（防災・減災分野）

KPI

① 自主防災組織率　79.1%→100%
平成 30 年度実績　令和 6 年度目標

② 災害のための備えができている人の割合
52.0%→75.0%

地震、集中豪雨などの自然災害に対応できるよう、日頃から備蓄品の整備、啓発活動などに取り組みます。また、自助・互助・共助を意識し、様々な環境に適応できるよう防災・減災意識の高い市民を増やします。

災害に対する啓発を行い、自主的な防災活動を促進させ、家庭や地域の防災力を高めていきます。

防犯・交通安全面では、地域ぐるみで見守り合う交通安全対策や、防犯活動を行っていけるような環境を整備します。

議第５４号

財産の交換について

下記のとおり財産を交換するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

１　交換の相手方　　中津川市苗木９１６７番地　株式会社エヌ・エス・ピー
代表取締役　鈴木捷也(以下「甲」という。)
中津川市苗木９１６７番地　株式会社ＮＳＰ　ＳＳ
代表取締役　鈴木捷也(以下「乙」という。)

２　市が交換により甲に譲渡する財産
(1) 種　類　土地
(2) 所在地　美濃加茂市下米田町信友字天神洞６０８番４　外４筆
(3) 地　積　２，５４８．０４平方メートル（実測面積）
(4) 地　目　公衆用道路
(5) 価　額　１４，２４７，７５６円

所　在　地	地　目	実測面積（㎡）	土地価格（円）
美濃加茂市下米田町信友字天神洞608番4	公衆用道路	248.11	1,786,392
美濃加茂市下米田町信友字天神洞608番6	公衆用道路	23.19	166,968
美濃加茂市下米田町信友字天神洞638番4	公衆用道路	1,162.76	6,278,904
美濃加茂市下米田町信友字天神洞642番2	公衆用道路	549.22	2,965,788
美濃加茂市下米田町信友字天神洞648番1	公衆用道路	564.76	3,049,704
	小　　計	2,548.04	14,247,756

３　市が交換により甲から取得する財産

(1) 種　類　土地

(2) 所在地　美濃加茂市下米田町信友字天神洞６１４番２　外１１筆

(3) 地　積　１，９７０．８４平方メートル（実測面積）

(4) 地　目　公衆用道路

(5) 価　額　１０，６４２，５３６円

所　在　地	地　目	実測面積（㎡）	土地価格（円）
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞614番2	公衆用道路	1.42	7,668
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞614番3	公衆用道路	4.54	24,516
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞625番2	公衆用道路	145.92	787,968
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞626番2	公衆用道路	714.42	3,857,868
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞627番2	公衆用道路	177.23	957,042
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞628番2	公衆用道路	305.28	1,648,512
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞631番2	公衆用道路	80.02	432,108
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞636番2	公衆用道路	171.35	925,290
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞636番3	公衆用道路	0.14	756
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞639番2	公衆用道路	119.73	646,542
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞641番2	公衆用道路	229.29	1,238,166
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞644番2	公衆用道路	21.50	116,100
	小　　計	1,970.84	10,642,536

4　市が交換により乙に譲渡する財産

(1) 種　類　土地

(2) 所在地　美濃加茂市下米田町信友字天神洞６０８番７　外４筆

(3) 地　積　２，７９７．０３平方メートル（実測面積）

(4) 地　目　公衆用道路又は用悪水路

(5) 価　額　１５，８４５，６７０円

所　在　地	地　　目	実測面積（㎡）	土地価格（円）
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞608番7	公衆用道路	412.06	2,966,832
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞638番3	公衆用道路	553.36	2,988,144
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞691番2	公衆用道路	610.59	3,297,186
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞691番3	公衆用道路	1,151.19	6,216,426
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞704番2	用悪水路	69.83	377,082
	小　　計	2,797.03	15,845,670

5　市が交換により乙から取得する財産

(1) 種　類　土地

(2) 所在地　美濃加茂市下米田町信友字天神洞６３７番２　外８筆

(3) 地　積　６９１．９５平方メートル（実測面積）

(4) 地　目　公衆用道路

(5) 価　額　３，７３６，５３０円

所　在　地	地　目	実測面積（㎡）	土地価格（円）
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞637番2	公衆用道路	10.14	54,756
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞650番2	公衆用道路	216.97	1,171,638
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞651番2	公衆用道路	85.67	462,618
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞652番2	公衆用道路	22.08	119,232

美濃加茂市下米田町 信友字天神洞653番2	公衆用道路	29.62	159,948
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞654番2	公衆用道路	23.37	126,198
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞666番2	公衆用道路	57.33	309,582
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞667番2	公衆用道路	94.13	508,302
美濃加茂市下米田町 信友字天神洞703番2	公衆用道路	152.64	824,256
	小　　計	691.95	3,736,530

6　交換差額の補足　甲は、市に対し交換差額金３，６０５，２２０円を支払うものとする。
乙は、市に対し交換差額金１２，１０９，１４０円を支払うものとする。

7　交　換　理　由　（仮称）信友工業用地造成事業に伴う用地の交換

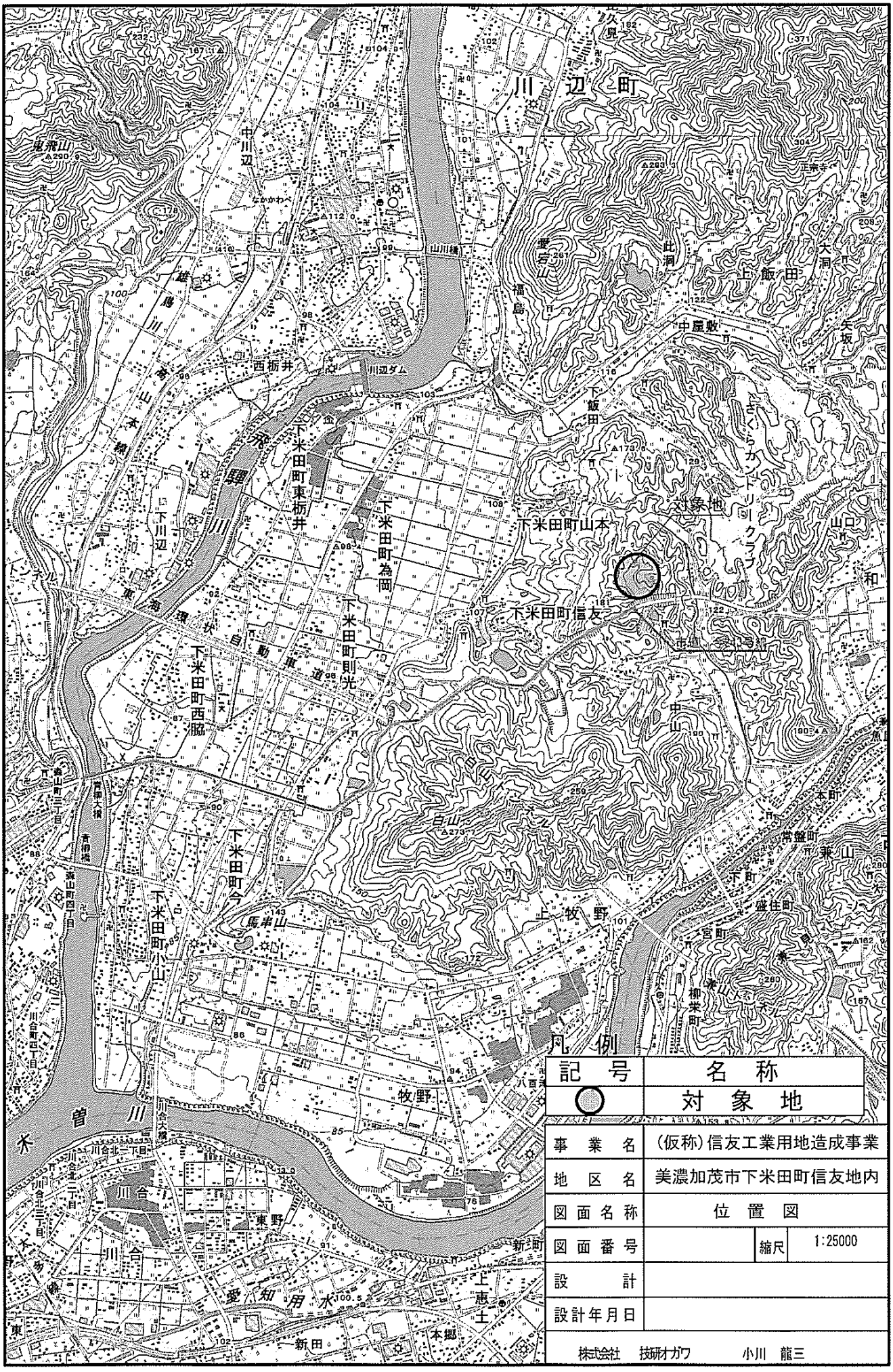

事業名	(仮称)信友工業用地造成事業
地区名	美濃加茂市下米田町信友地内
図面名称	位置図
図面番号	縮尺 1:25000
設計	
設計年月日	

株式会社 技研オガワ　　小川 龍三

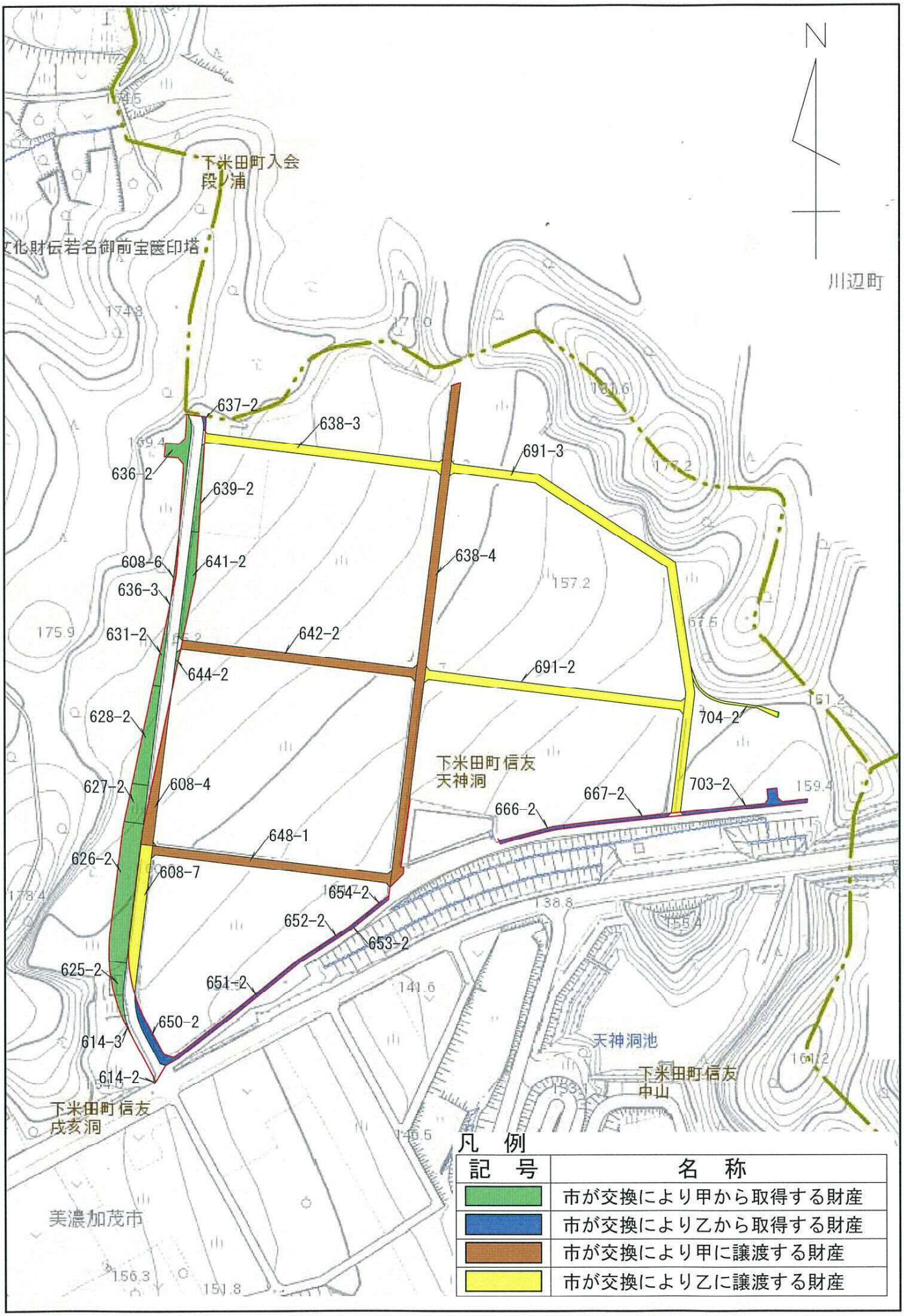
N
川辺町
下米田町入会
段ノ浦
637-2
638-3
691-3
636-2
639-2
608-6
641-2
638-4
636-3
631-2
642-2
644-2
691-2
704-2
628-2
下米田町信友
天神洞
627-2
608-4
703-2
667-2
666-2
648-1
626-2
608-7
654-2
652-2
653-2
625-2
651-2
650-2
614-3
614-2
天神洞池
下米田町信友
中山
下米田町信友
戌亥洞
美濃加茂市
凡　例
記　号
名　称
市が交換により甲から取得する財産
市が交換により乙から取得する財産
市が交換により甲に譲渡する財産
市が交換により乙に譲渡する財産

議第５５号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	笠屋敷田畑線	美濃加茂市伊深町字笠屋鋪２６１番地先 美濃加茂市山之上町字追分７５６３番地先	

廃止路線　　①:笠屋敷田畑線

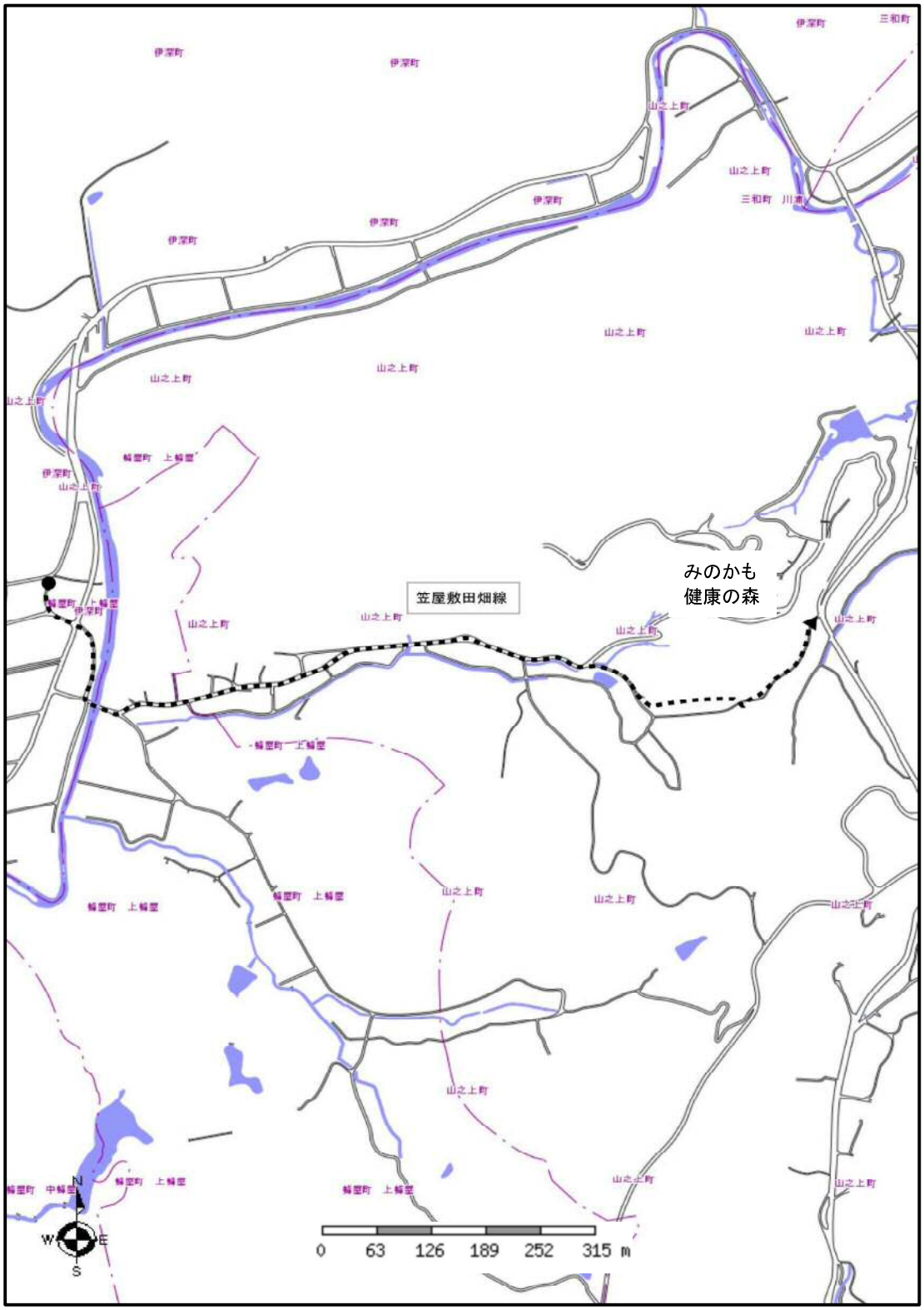

議第５６号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	本郷６９３号線	美濃加茂市本郷町八丁目字下後世針６８５番２地先 美濃加茂市本郷町八丁目字下後世針６８５番１７地先	
2	小井戸笠屋鋪線	美濃加茂市山之上町字小井戸６７５９番１地先 美濃加茂市伊深町字笠屋鋪２６１番地先	
3	田畑３６６号線	美濃加茂市山之上町字追分７５６３番地先 美濃加茂市山之上町字中田７８１５番地先	
4	信友３０１号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞６１４番１地先 美濃加茂市下米田町信友字天神洞６３６番１地先	

新規認定路線　　①:本郷693号線

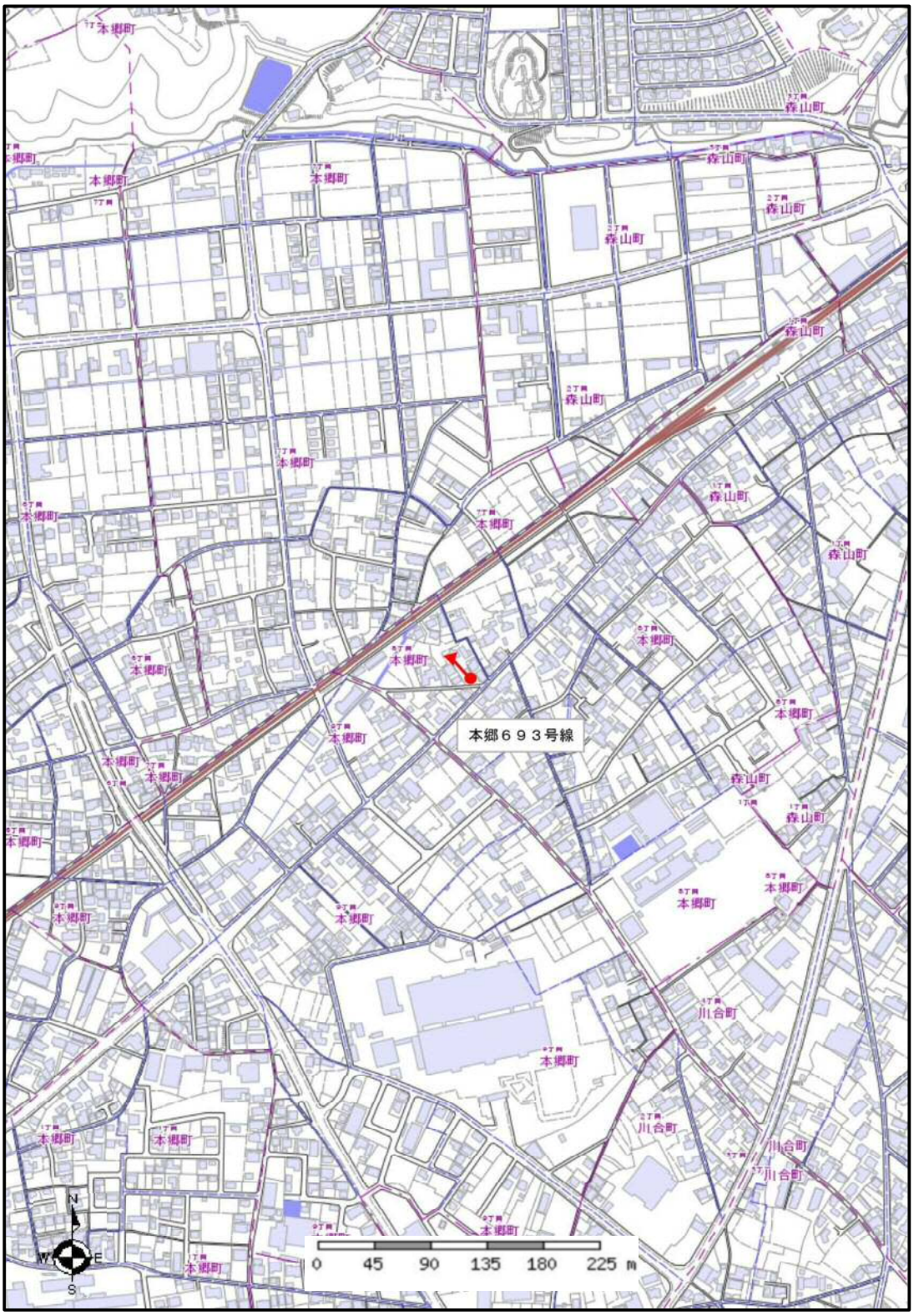

新規認定路線　　①:本郷693号線

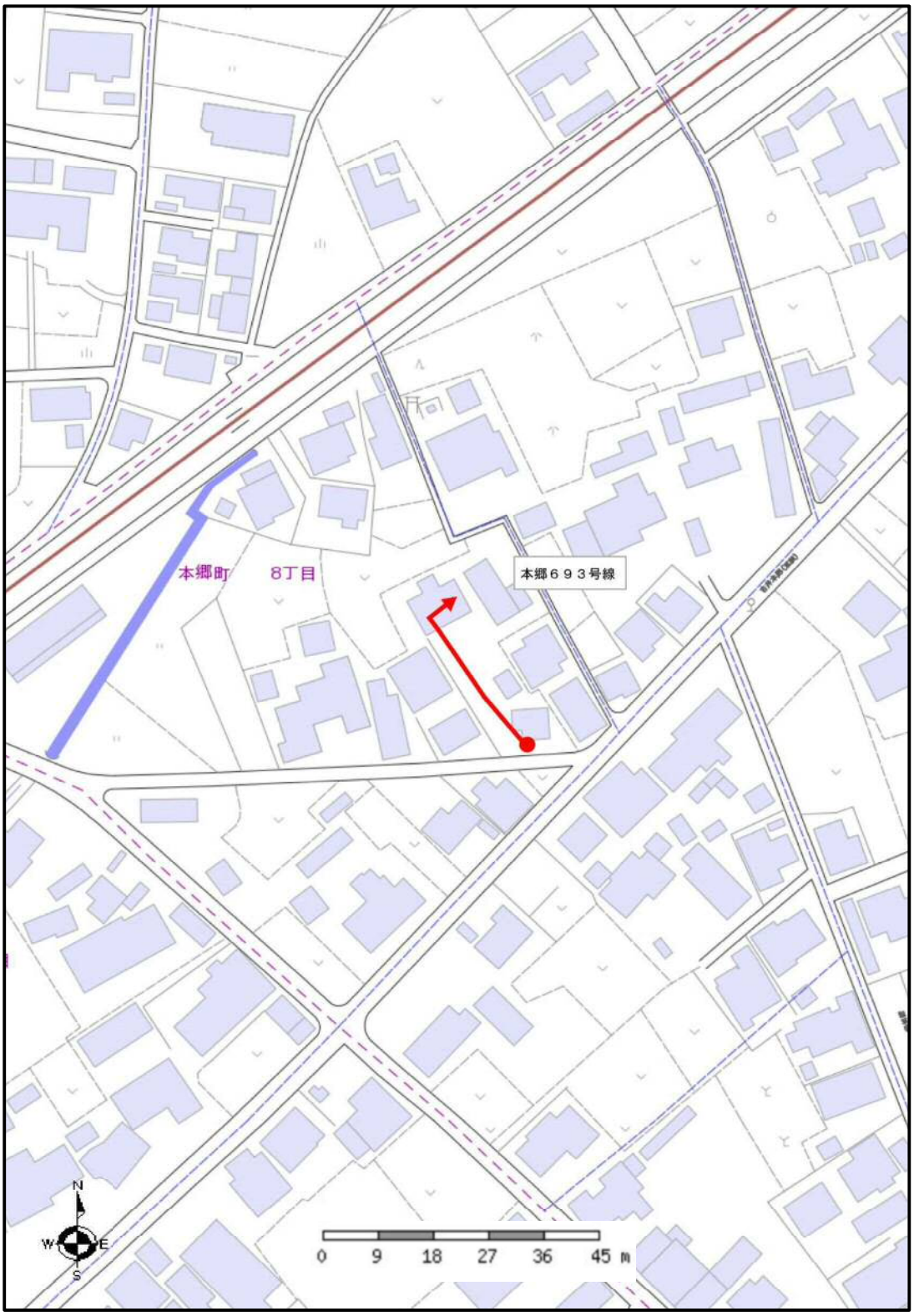

新規認定路線　　②:小井戸笠屋鋪線

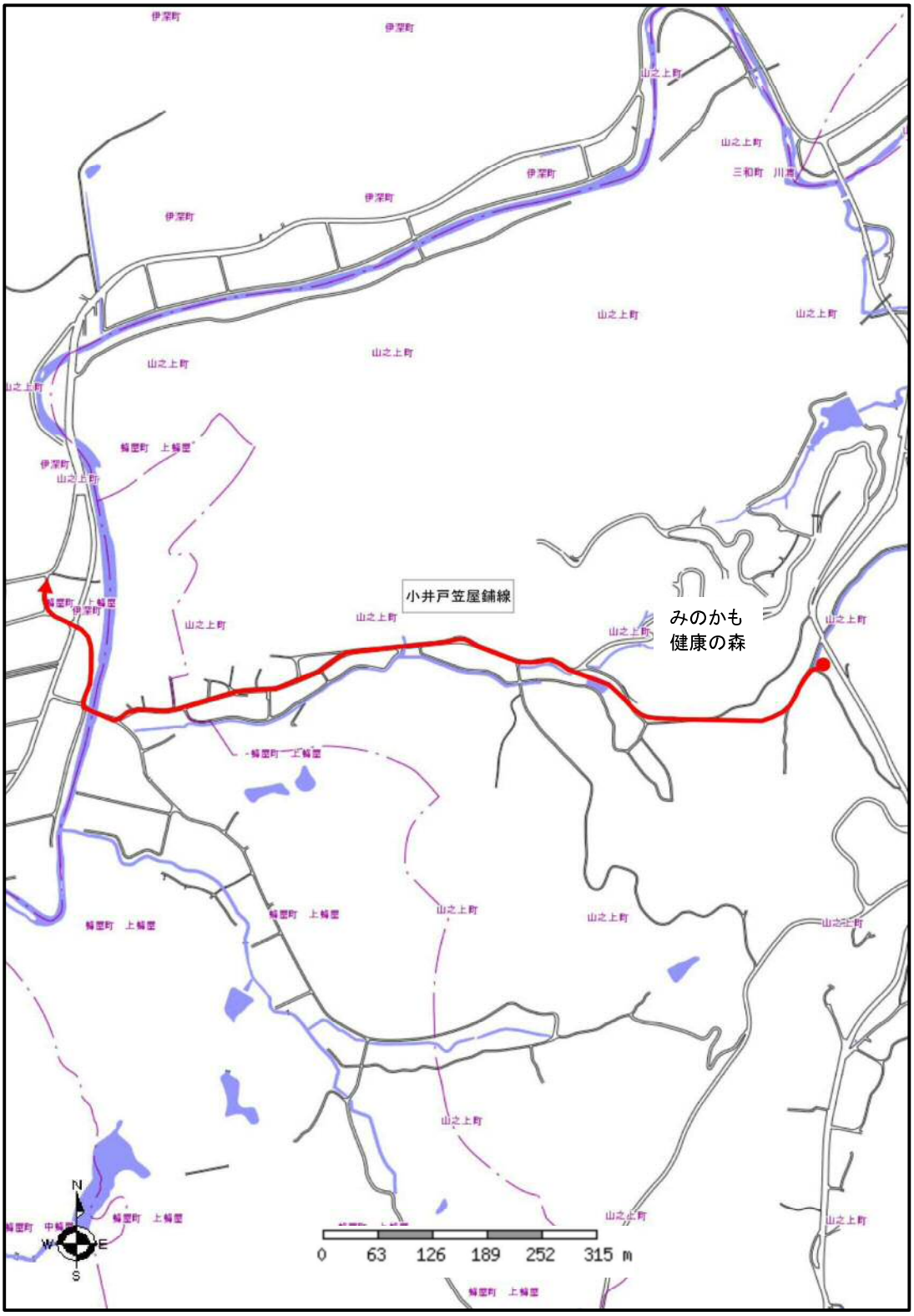

新規認定路線　　③:田畑366号線

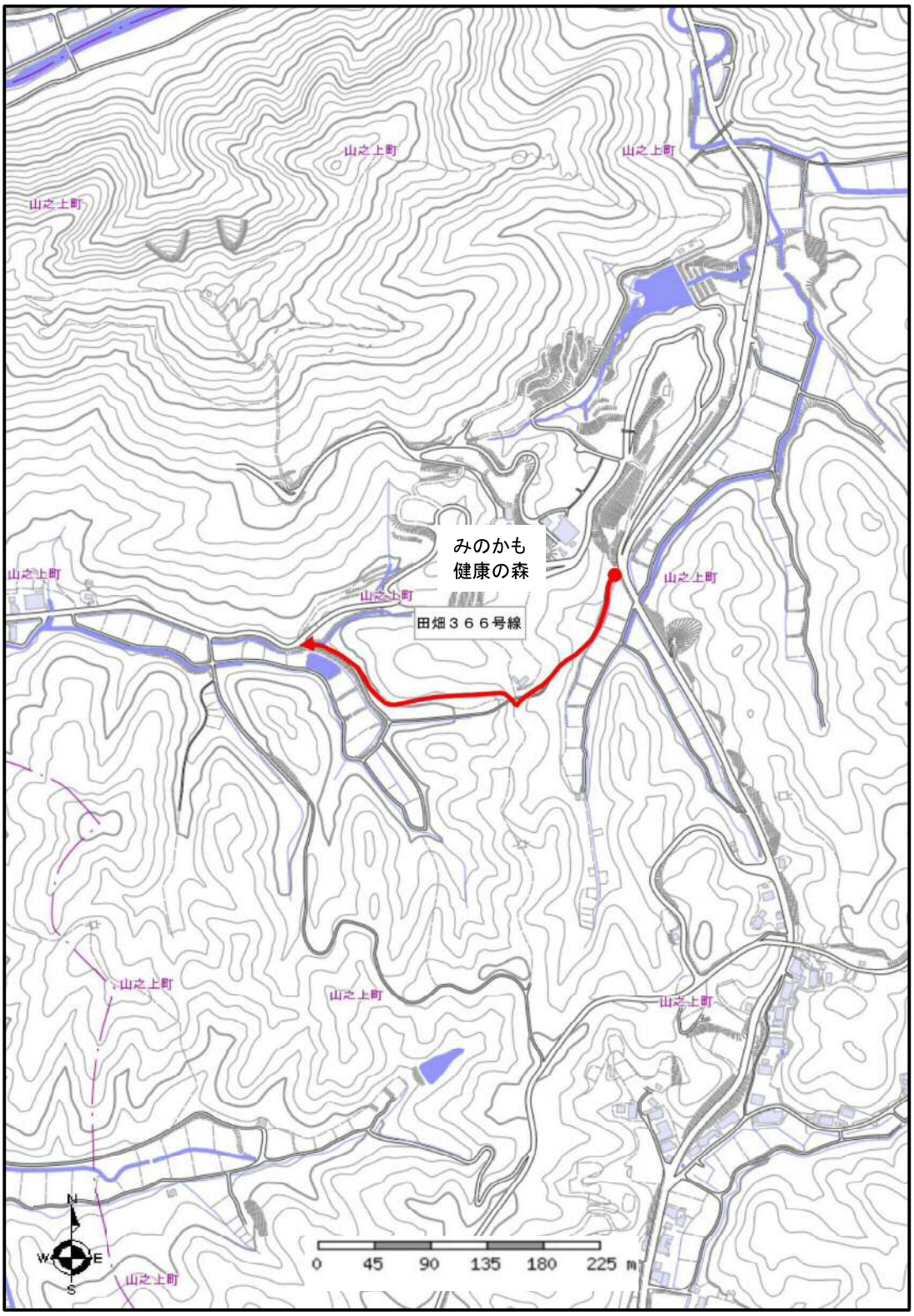

新規認定路線　　③:田畑366号線

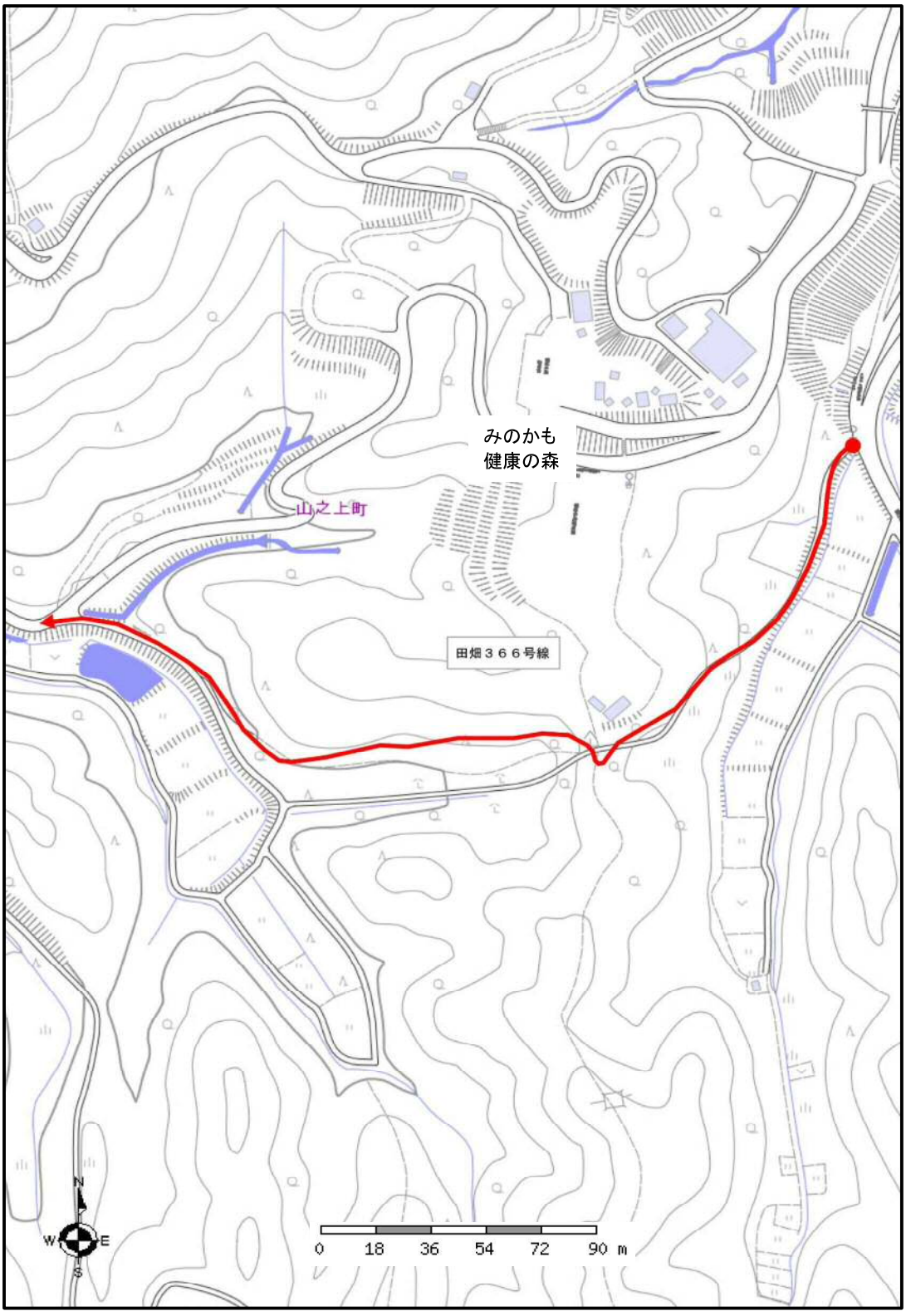

新規認定路線　　④:信友301号線

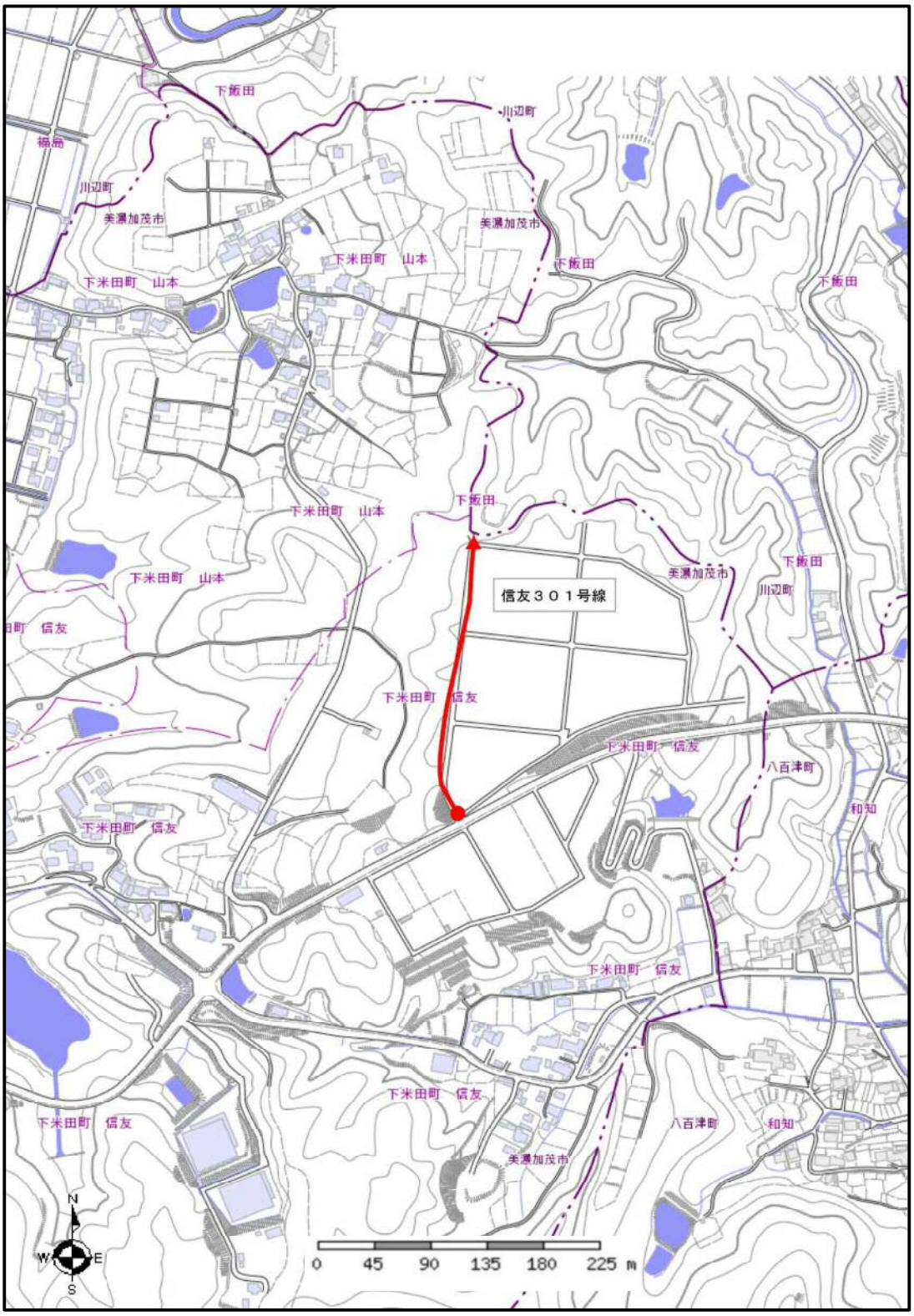

新規認定路線　　④:信友301号線

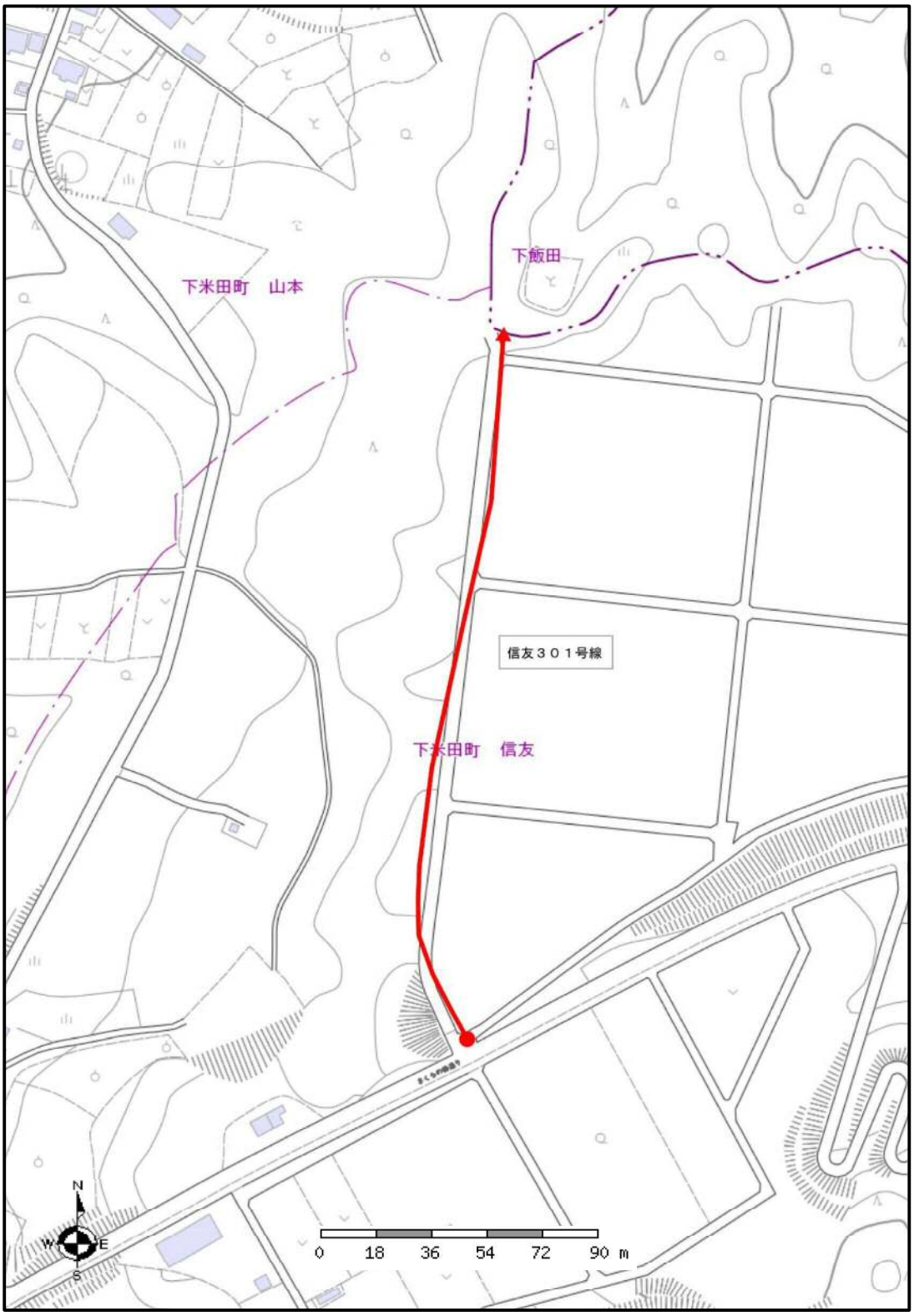

議第５７号

中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について

令和２年３月３１日限り中濃地域農業共済事務組合を解散することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、構成団体と協議することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

議第５８号

中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

令和２年３月３１日限り中濃地域農業共済事務組合を解散することに伴う財産処分について下記のとおり定めることに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

中濃地域農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとする。

議第５９号

中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約に関する協議について

中濃地域農業共済事務組合の規約を下記のとおり改正することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約

中濃地域農業共済事務組合規約（平成９年４月１日岐阜県指令武総第２号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（解散した場合の事務の承継）

第１５条　組合が解散した場合においては、関市が事務を承継する。

附　則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第６０号

美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について

美濃加茂市教育委員会の教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和３１年法律第１６２号)第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

住　　所
氏　　名　　日　比　野　安　平
生年月日

諮第１号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

住　　所
氏　　名　　東　山　多　賀　子
生年月日

諮第２号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

住　　所
氏　　名　　安　江　ち　か　子
生年月日

諮第３号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

住　　所
氏　　名　　清　水　三　恵　子
生年月日

平成３０年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、平成３０年度の美濃加茂市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

認第　１号　平成３０年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について
認第　２号　平成３０年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について
認第　３号　平成３０年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について
認第　４号　平成３０年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について
認第　５号　平成３０年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について
認第　６号　平成３０年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について
認第　７号　平成３０年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について
認第　８号　平成３０年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について
認第　９号　平成３０年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について

まぁるいまち
みのかも